新京日日新聞
夕刊
三月十日
本紙定價 一部五錢 一ヶ月壹圓
廣告料金 普通一行壹圓五拾錢 特別一行貳圓五拾錢
發行所 新京永樂町四ノ一 新京日日新聞社
電話 編輯局專用(3)三三二五 營業局專用(3)三三〇〇
發行人 十河榮忠
編輯人 松本勇
印刷人 永越內之介

國都に織りなす陸軍記念日畫譜

裂帛の號令に戰役當時を偲ぶ

六千の波中央通りを南す 閲兵分列の壯烈

國都に於ける第三十二回陸軍記念日行事の華、閲兵分列式は十日午前十一時より新京神社前中央通り路上に於て擧行された、明朗に晴れわたり

淺春 の陽光燦々として照り映ゆる中を往時の武勳を物語る數々の勳章を胸間に佩びた在郷軍人、中等學校生徒等は午前十時頃より續々と所定の位置に集結を開始、ヤマトホテル横の在郷軍人聯合會を右翼につづいて日露役に出征した勇士長勇會、新京中學校、新京商業學校、青年學校、長春兩級中學校、少年團、滿洲國童子團、敷島高等女學校、青年學校女子部、滿洲軍用犬協會新京支部を殿りに西側神社前には國防婦人會、滿洲國國防婦女會と午前十一時に整列を終る、この時今日の觀閲者新京警備司令官安藤少將は幕僚を從へて滿鐵新京事務局前に

到着 すれば大氣を破つて鳴り響く"氣を付け"の喇叭、諸團體指揮官の裂帛の號令に附近は水を打つたやうな靜けさである喇叭"海行かば"が一回吹奏されゝば關諸團體指揮官出場人員を報告隨從者五十嵐在郷軍人聯合分會長、滿鐵事務局田中地方課長代理鯉沼參事尾形總領事代理、韓特別市長らを從へた安藤少將は自動車で整列順序に閲兵を開始十一時十五分終了、新京神社鳥居前の觀閲位置につけば勇壯なる分列式が開始された、武勳を物語る分會旗を先頭の在郷軍人分會"日露役出征"と

大書 した日の丸國旗を翳した長勇會武裝いかめしき中學校、緋の校旗を捧げた長春兩級中學校、商業學校、青年學校、少年團、童子團、敷島高女、青年學校女子部、軍犬班等六千の波は北から南に動き始めた、大地を打つ靴音、陽光に輝く劍光帽影、力強き銃後の守りに觀衆は感激の眼をみはる、かくて新京空前の軍國繪卷は午前十一時四十分終了した、此の日中央通兩側には關東軍今村參謀副長を始め在京陸軍將星、日滿各學校生徒、兒童一般市民等無慮二萬餘の參觀があつた(關東軍許可濟)

公會堂で祝賀宴

陸軍記念日祝賀宴は十日正午から記念公會堂において盛大に擧行された、定刻までに關東軍司令官を始め各幕僚、國務總理以下各大臣、主催者側として山口事務局長、韓市長尾形總領事代理その他五十嵐在郷軍人會聯合分會長始め三百餘名の有志列席し、山口局長の祝辭の後韓市長の音頭で大日本陸軍萬歳三唱して午後零時三十分散會した

奉天忠靈塔で臨時招魂祭

分列式終了後午前十一時四十分より英靈永へに眠る忠靈塔境內において嚴肅なる臨時招魂祭が擧行された、參列者は祭典委員長宇佐美總領事、○○部隊長をはじめ關屋地方事務所長、葆省長、于第一軍管區司令官、王市長等日滿各機關代表、在奉各隊長、戰歿者遺族、日滿軍隊、各學校學生々徒、各團體その他一般市民等無慮數千名、流石廣い式場も立錐の餘地もない、定刻十一時四十分齋主の修祓あつて式は順次進められ齋主、祭典委員長をはじめ參列の各機關代表者の玉串奉奠あつて正午過ぎ祭典を終つた

侍從武官御差遣

奉天中央陸軍訓練處ならびに哈爾濱陸軍々醫學校では來る十五日および卅一日それぞれ卒業式を擧行するが、畏きあたりでは當日于侍從武官を御差遣遊ばされるやに洩れ承る

新京神社で恭しく奉告祭

陸軍記念日奉告祭は十日午前十時から新京神社で嚴かに執行された、定刻形の如く修祓獻饌の儀あり齋主植村神官恭しく祝詞奏上、みやびやかな奏樂の中に玉串奉奠に移り尾形總領事代理、五十嵐鄉軍聯合分會長、滿鐵田中地方課長代理鯉沼參事、韓特別市長遺族代表三橋康豐、日露役參加者代表岩坂杢三郎、傷痍軍人代表英賀熊太郎、陸軍代表今村關東軍參謀副長、海軍代表駐滿海軍部磯部中佐、官民代表大原地委議長、國婦代表東條夫人の諸氏順次玉串を捧げ十時三十分頃終了した、なほこの奉告祭の狀況は放送局から全滿に中繼された【關東軍司令部許可濟】

說明 上右から中央通りの閲兵分列式、軍用犬行進、新京神社奉告祭、商業學校の柔道試合、公會堂の祝賀宴

肉彈相搏つ 段外者柔道戰

育成B對京中D戰に開幕

滿鐵運動會新京支部、新京體育聯盟主催の第四回全滿段外者柔道大會は十日午前十時半より商業學校講堂に於て擧行された、來賓 選手入場一同皇居を遙拜、君が代を合唱し昨年の優勝團體商業學校より優勝旗並に優勝杯の返還あり主催者側滿鐵新京事務局齊氏の挨拶ののち特に本大會の審判長として大連より來京の小谷六段の注意あつて、育成B對京中D、新京武德會對京中Bの肉彈相搏つ戰に爭覇戰の火蓋が切られた、正午までの成績は左の如くである

第一回戰
(育成B 中學D
○撫順道場 中學B
○奉天 商業C
警察 商業B
○新京武德會 中學C
商業D 育成A
電業 中學A
電々 商業A

武德會對中學Cは引分けとなり大會規定により各三名の選手を出して戰つたが、再度引分、更に武德會鶴殿、京中秋山が決戰の結果秋山鶴殿に押へ込まれて、遂に武德會が勝つた、(以下朝刊)

人事往來

着京

▲丸山助太郎氏(三井物産)九日來京ヤマトホテル
▲江戸征一氏(會社員)同
▲張恕氏(吉林鐵路局長)同
▲古賀藏人氏(商)同國都ホテル
▲淵野修氏(大每)同
▲山川喜平氏(外務省警部)同京都旅館
▲廣津源三郎氏(機械商)同
▲平井齊三氏(愛國婦人會旅順主事)同蓬萊ホテル
▲上坂清次氏(機械商)同富士屋
▲前田市熊氏(官吏)同
▲原榮三郎氏(商)同
▲森岡史郎氏(ハルビン市公署)同
▲黒澤昇太郎氏(官吏)同
▲横田初成氏(日滿商事)同大丸新館
▲定石茂氏(藥種業)同向陽ホテル

その日〱

□けふ第三十二回陸軍記念日を迎ふ、先づもつてけふの日本の姿を顧み地下英靈に合掌

□佐藤外相、對內的に人氣はなくとも對外的には好人氣、そこが外交官的か

□議會の舞臺は衆議院から貴族院へ!つひぞ餌打を見ずに幕となるらしい

□防空の法制化、航空省設置要望等、ひと昔遲れた日本の立ちあがり

□久々振りで東京歌舞伎來演國都に潤ひを寄するもの、君觀劇でも見ようぜ

歌はぬ樂譜 (八十四)

山中峯太郎 作　水門讓二 畫

新綠の杯(一)

俊子の母の初子夫人は、俊子が歸つて來たので、急に力づいたやうに見えた。

『早く、お風呂へお入り、俊子』

さういふ聲さへ、活々して

『私が洗つてあげるよ』

俊子は、どんなに母が自分を氣遣つてゐたか、それが今家へ歸つてきて、沁み〲解る樣に思つた。

風呂も、母が沸かしてくれたのだつた。

浴室へ、俊子は、そゞろに涙ぐましい氣にさへなつて、すぐに入つて行つた。

『丁度いゝ筈だよ、どうかしら?』

母は、先に立つて、湯槽に手を入れてゐた。

『わたしが、一番先?』

帶を解きながら、俊子は、ふと甘へるやうな氣になつて尋ねた。すると

『あゝさうだよ、早くお入り……』

『お父さんは?』

『あとでいゝんだよ』

『わたし、それでは……』

『なにね、このごろは、年寄りに新しいお風呂は毒だつて、ホヽヽ、もうねえ、あの白髮だもの』

さういふ母にも、白髮のふえてるのを、俊子はうら悲しく見た。

やがて二人は、湯槽の中で一緒に顔を見あはせた。古い、思ひ出のこもつてる浴室だつた。

幼い時から、俊子は、お湯が好きだつた。

『お前は、ほんたうに小さい時から、きれい好きだつたねエ』

と、母は、俊子の、もうすつかり瑞々しくなつてる體をそばに眺めながら

『足の方は、ほんとにもう、何ともないのかい?』

『えゝ、傷も殘つてないわ』

『どれ、上つて好く見せて御覽』

鈴木病院で縫はれた、そのあとを、俊子は、湯槽から上ると、母に見せた。

『好かつたねエ、すつかり治つて、だから、私は沼津でも町の中はいやだよ』

母は言ひながら、俊子の右足をソツと撫でゝ見ると

『向ふをお向き、流してあげるから』

『いゝえ、わたし、母さんを……』

『私はいゝのだよ。さあ脊をお出し、病院でお風呂はないのだらう』

『でも、今朝、叔父さんの所で』

『さうかい。あんまり一時に洗つてしまふと風をひきはしないかしら』

『ほゝゝ、大丈夫よ』

俊子は、久しぶりに明るい氣もちで笑へた。

そこに廊下の方から、兄の政一の聲が聞えた。

『どうしても二十圓、殘が合はなくつて、今まで掛つたんです』

父に言つてゐる、市內の銀行に勤めてる兄だつた。

何か父の答へる聲が、茶の間から聞えて、政一は、離へ入つて行つた。父は

『俊子が今、風呂に入つてる……』

さう言つたらしいのだつた。

波の音が、かすかに浴室の中まで窓から入つて來た。

『母さん、今日は風が強いのね』

『なにね、潮がきてるのだよ。お前、よく暖まつてお出よ』

『えゝ』

『退院してから、藤岡さんに會つたのかい?』

『ゆふべ、叔父さんの家へ、訪ねて來て』

『さうかい。今度は、いろいろお前に話があるのだよ』

『………』

俊子は、ふと口をつぐんだ。

『お父さんからも、話が出るだらうけれど、何しろね……』

母の聲が急に沈んで、また氣をかへたやうに

『東京も、景氣が好くはないのだらうね』

『入院してる人も、いつもより少いつて、看護婦が言つてたわ』

俊子は、懷かしい波の音に耳をすました。

統制ある効果を求め 防空計畫法制化

＝防空法案の要綱＝

【東京國通】政府は九日防空法案を衆議院に提出したが、これは陸海軍以外の一般國民に平素より一定の計畫の下に豫め空襲に備ふる準備を整へておかんとするもので既に各重要都市に於て防空演習を行ひつゝあるも何等法令の根據なく、演習の內容も區々に別れ統制力を缺き、且一時的計畫のみにより演習を行ふも、有事の場合必要なる設備を整ふることゝ困難にして其效果少い憾あるをもつて、これを法制化し豫め一定の防空計畫を定めこれに基いて平素から訓練を行ひ、必要なる設備材料等も逐次整へておかんとするもので、その要綱左の如し

▲防空法案

第一　防空および防空計畫の內容を明かにし防空計畫を設定しその義務に關する規定を設けること

第二　防空上の必要に基き義務を命ずる範圍を明かにするとゝもに給與その他に關する規定を設けること

第三　防空の訓練に關する規定を設けること

第四　費用の負擔および國庫上に關し必要なる規定を設けること

第五　その他の事項に關し必要なる規定設けること

以上の方針により立案したる防空法案の條文數は廿二である

防空法案に 全國民一致の協力を要望 ＝陸軍當局の見解＝

【東京國通】九日の衆議院に提案された防空法案に對し陸軍側では左の如き見解を持し全國民一致の

協力を要望してゐる

航空機の加速度的進步と驚くべき列强空軍の擴張の時に當りわが國の地勢は空よりの脅威に對しあたかも腹部を曝らして橫臥せるに似てをり一朝事あれば直ちに今日、今後も空襲を覺悟せねばならぬ、よつて陸海軍の力を充實して空の護りに備へると同時に一般國民としても空襲により生ずる災禍は防遏する用意が必要である、右の見地から數年來諸方面において防空演習を行つてゐるが、如何にせん右は單なる關係各方面の會議によつて實行されるに過ぎないため自然臨時的、局地的に過ぎずまた經費その他に關し多少の弊害の生じやすい憾があるのを免れない、よつてこれに恒久性を與へ大局的に

統制を加ふるにつき一考すべき法令を整へ制度を確立することが肝要であつてこの意味においてこの防空法の制定はつとに朝野の待望するところであつたが關係各省の久しい研究の結果成案を得て議會に提出の運びとなつたことは喜ばしい、同法案は歐洲諸國の防空法規と比較し遜色なきのみならず

イ、陸海軍の行ふ防空との關係を明瞭にせること

ロ、すべて防空計畫を基礎として諸規定を設けたこと

等において本邦の國情に卽せる特色が端的に現はれてゐるたゞこゝに注意すべきは本法案は單なる災禍防遏法であつて廣い意味における空襲の慘禍對策としては勿論これだけでは充分でなくこの

外に 都市計畫法、市街地建築物法案等既存法規の運用、防護團その他の奉仕的の組織等官公署の指導に俟つべきものが少なくことに國民の義務奉仕心の涵養が必要である

航空省設置 要望昂まる

【東京國通】今議會で議會の中心となつた國防豫算中航空兵力の充實が緊要であるといふことを前提としてなされた航空省の設置、空軍の獨立、國防省設置問題等は今後における國防計畫の設立、軍令軍政關係機構の改革に當つて政府、陸海軍ともに緊急解決を迫られる重要課題たらんとしてゐることは注目される、卽ち將來戰に於ける航空兵力の役割の重要性に鑑み陸海軍の航空力を增强するだけでは不充分で一般航空事業を劃期的に發展せしめなければならぬ

これがためには第一に航空に關する强力な中央行政機關を設置して航空事業の統一的發展特に航空工業の確立を期し第二に陸海軍及び各會社に分立してゐる航空に關する技術を統合擴充し得る大規模の中央技術研究機關を設置し、第三に多數の有能な技術者及び從業員の養成が必要であるとし、また航空のための軍事費がますます增大するを免れぬときこの近代的軍備を經濟的に建設維持するためにも一般航空事業の發達は極めて緊要といはれる、しかしてこれが實現を期するには陸海空軍と民間航空とをうつて一丸とした航空省を設置し、空軍の一元的統制がこの飛躍發展を期する所以であるとの主張が昂まつて來た

外相の新方針聲明で 支那各方面に好感

明朗な新局面展開か

【南京九日發國通】佐藤新外相が八日の貴族院において外交方針を明確にし特に對支親善方針を强調したことは支那各方面に多大の影響を與へ、九日朝の支那各紙は揃つて右報道に大きなスペースを割いてゐるが、支那においても日本と同じくして新任外交部長王寵惠氏のステートメントが發表され、日支兩當事者から兩國々交調整に對する希望と原則的立場が闡明されるに至り兩國々交が昨年末交涉打切以來の停頓狀態を脫して明朗なる新局面に向はんとしてゐるが、九日附大公報はその短評欄において

王外交部長の談話內容は非常に簡單であつて領土主權の完成、擁護と平等互惠を原則として一切の外交々涉を行ふといふのである、佐藤外相の演說は尤もなことであるが日本において劃期的宣言であらう、この宣言によつて尠くとも日本の外交當局者が日支外交常軌化の企圖を持つてゐることが見出される「相手の平等的立場を尊重して正しい出發點から對支外交を進めねばならぬ」と、これは明快なる言葉である、我等は佐藤外相の抱負に敬意を表示すると同時に支那の簡單なる立場卽ち領土主權完成、恢復を深く諒解され、平等互惠に原則として今後の日華關係を打立てられんことを希望する

と述べ佐藤外相の聲明に好意を寄せ、從來の疑惑的態度を若干緩和してゐるが、日華國交再構成の氣運は濃厚に動きつゝある

古海主計處長 十三日頃歸京

【東京國通】古海主計處長は治外法權撤廢に伴ふ經費問題に關し大藏省、對滿事務局等と月餘にわたつて重要折衝中であつたが、用務一段落となつたので九日午後一時卅分東京驛發歸任した、途中京都に一泊の上朝鮮經由十三日新京着の豫定である

衆議院各委員會

【東京國通】九日の衆議院輸出保障法案委員會において政友會の宮本雄一郎君の質問に對し伍堂商相は日滿產業貿易關係について左の如く政府の方針を闡明した

一、日本側のみの都合からみれば日滿產業の分野を明かにし滿洲は原料を生產し日本はその原料をもつて加工するといふことが最も容易であるが、いやしくも滿洲は儼然たる獨立國である以上漸次加工產業に向ふことは已むを得ない、これは日本にとつても頭痛の種だ、よつて日本としては將來の事態に備へるためお互に不利なる競爭の內容を調整して日滿兩國の消費經濟を基礎として貿易政策もそこに置かねばならない

一、日滿貿易の見地からすれば理想は日滿ブロックを打つて一丸とすべく關稅を撤廢することである

しかし日滿特惠關稅の締約は輕々に出來ない事情がある

一、滿洲の市場が將來日本と支那との競爭市場になる虞なしとしないが、日滿間の特殊事情から特に日本が不利益になるなどのことは斷じてない、滿洲の新產業は殆んどが日本の資本によつてゐるからである

一、滿洲における日支の經濟的競爭を阻止するため特殊の協定を日滿間に結ぶなどは誠におだやかでない、實際的には滿洲の產業計畫ならびに資金は日本の手になつてゐる事實からみてこの滿洲を支那におびやかされることはわが國產業の重大な恥辱である

特に附言しておくが滿洲から支那經濟力を驅逐せんとするが如きはせぬ方がよいと信じてゐる

"南洋發展"に努力" 佐藤外相の答辯

【東京國通】去る二月廿八日の衆議院豫算分科會席上櫻井兵五郎氏（民政）の質問に對し林兼攝外相のなした答辯が蘭領印度のニユーギニアを永代租借地にする考へがあるかの如き誤解を生じたので九日の衆議院特別會計繰入金法律案委員會において政友會の中村嘉壽氏は佐藤新外相にこれが眞意を質したところこれに對して佐藤外相は左の如く答辯した

林前外相が當時言はれたことは將來研究するとの意味で言はれたものと思ふ、現在の狀況では永代租借地は全然問題となつてゐない、たゞ南洋方面に對してはあくまで平和的に經濟的に發展することを日本帝國として期してをり、關係國の立場、狀況等についても充分考慮する必要があり、彼我共存共榮の目的を達するやうにせねばならぬと考へてゐる

不動產擔保登記 現地で自由裁量

便利になる附屬地居留民

本年一月滿洲興業銀行の創立をもつて附屬地の日本側金融機關であつた鮮銀、正銀、滿銀が昨年十二月をもつて解消せられて日本側銀行の業務は興銀に引繼かれたが、附屬地に限り興銀は外國銀行である爲實際業務に際し興銀の不動產擔保貸付は滿鐵地方課土地係の承諾が必要となり土地係では一々これを本社に申告し認可を俟つて擔保登記を許可してゐたため、利用者は自然手續の簡易な東拓、新京銀行金融組合の方へ融資を求める樣な傾向にあつたが、滿鐵土地係では特殊なものだけを除き現地認可の自由裁量權を滿鐵本社に交涉中であつたが、大體本社の承認する處となり二、三日中に現地認可の辨法が正式通告される事となり、一般利用者は興銀創立以前の如く手輕に不動產擔保登記を受けられる樣になつた

無產黨代議士 議會解散要請書を首相に手交す

【東京國通】九日の衆議院本會議における國民保險法案審議の際の不眞面目な態度に激昂した無產黨代議士團では院內に代議士會を開きこの際政府は斯くの如き不謹愼なる既成政黨代議士の充滿せる議會を解散し、よろしく斷乎庶政の革新を企圖すべきであるとなし、午後八時二十五分龜井、川又、水谷、松本の四代議士は解散要請書を携へ三年町の官邸に林首相を訪ね、首相に手交した、首相も該問題につき考慮することを約し同三十分四氏は官邸を辭去した

丁實業相 病氣引籠り

實業部大臣丁鑑修氏は流行性感冒に咽喉炎症を併發して八日以來自宅に引籠り中である

日本財界有力者 滿洲國問題懇談

【東京國通】日滿中央協會では淺野良三、藤原銀次郎、門野重九郎、原邦造、池田成彬その他財界の有力者卅數氏を招き來る十二日午後四時卅分より丸の內東京會館において滿洲國當面の經濟問題、協和會問題に關する懇談會を開くことになつた、滿洲國產業五ケ年計畫の實施に伴ふ日本の對滿投資が重要視されてゐる折柄同會合の成果は各方面より期待されてゐる

第二回道路研究會

關東軍、滿鐵、關東廳、交通部、實業部、各省公署、縣公署、各地特別市公署、其の他民間の土木關係技術者約二百名を網羅する道路研究會第一日は本日午前十時より記念公會堂に於て會長直木倫太郞博士の開會の挨拶に始り呂民政部大臣、李交通部大臣の祝辭の後土木局第二工務處長原口忠次郞氏の講演あり正午晝食土木局江守、藤原兩氏の道路に關する講演あり午後五時終了した、第二日目以後のプログラムは左の如くである

十一日

國防上よりみたる道路　權藤少佐
滿洲國土木法規に就て　土木局　堀內春宗
道路の踏查量に就て　土木局　吉村富之助
砂利碎石道に就て　米田正文

十二日

朝鮮に於ける道路現況　朝鮮總督府　山本佳六
都邑計畫に就て　土木局　松本進
寒中混凝土に就て　水力電氣技佐　內田弘四
熱河地方の砂防に就て　土木局　五十嵐眞作

十三日

瀝靑簡易舖道に就て　滿鐵　古味淵肇
日本に於ける道路現況　內務省　末松榮
日本に於ける橋梁に就て　內務省　菁木楠男
閉會の挨拶　土木局　坂田昌亮
土木に關する映畫大會懇親會

十四日

新京附近見學

英國汽船沈沒 砲擊艦の國籍不明

【ホルトー八日發國通】イギリス汽船アダー號は八日ビスケー灣內フランス領を去る九十浬の沖合で、國籍不明の艦船から砲擊を受け三度SOSを發したが、急報間に合はず同船は火災を起しつゝ沈沒したと傳へられる、同船には乘客多數が乘込んでゐる

「灤陽城の戰鬪」 御前講演 光榮の市坡中尉

【東京國通】十日第卅二回陸軍記念日の偕行社大祝賀會で大元帥陛下の御前にて「灤陽城の戰鬪」と題し晴れの御前講演の榮に浴する市坡信義中尉は、千葉步兵學校教導隊附岡山縣倉敷の出身、陸士第四十三期廿八歲の若武者である事變當時は北海道服部混成旅團松尾大隊の小隊長として各地に轉戰、四年前の三月九日には熱河喜峰口附近の戰鬪で壯烈な夜襲を敢行、ついで十二日夜は敵の大軍の夜襲を擊退、四月十二日には北支灤陽城附近で堅固を極むる敵陣に眞先に突入、軍刀を振るつて格鬪接戰これを占領、五月十四日馬圈子附近ではまたも拔群の大功を樹て事變後功により異例の勳六等功四級を賜り今回さらにその忠勇を賞せられる大御心から特に御前講演に召させられる光榮に浴したわけである、なほ當日午前十一時五十分靖國神社階上から同中尉奮戰の有樣が全國に放送される

澤田參事官 各社幹部招待

澤田參事官は九日午後六時から官邸に在京新聞社幹部を招き懇親宴を張つた

馬場大佐 十五日離京

國都の憲兵隊長として在職三ケ年中幾多の輝かしい功績を殘して今回の陸軍異動で東京憲兵隊長に榮轉することゝなつた前新京憲兵隊長馬場大佐は十五日午前十時發「はと」で離京、凱旋の途につくこととなつた、なほ新任新京憲兵隊長大木繁大佐は同日午後十時着「ひかり」で着任する筈である

輸入組合見本市團 十六日歸京

日本見本市參加のため內地旅行中であつた新京輸入組合、貿易組合員廿五名は來る十六日午前九時四十二分着列車で清津經由で歸京の豫定である

京濱、京圖縣 三等車增結

京濱線午後十時着列車及び午前九時廿分發ハルビンゆきは旅客增加のため十二日からそれ〴〵三等車一輛增結、京圖線午後十時十分發淸津ゆき及び午前九時四十二分着淸津からの各列車とも十日から當分の間三等車一輛增結運轉する

鍼灸按師組合 設立する

豫て其筋に申請中であつた新京鍼灸按師組合は愈よ認可となつたので、來る十五日公會堂に同業五十餘名集會役員の正式推擧、定休日等を議決する筈

學用品標準決定

新京初等學校では既報の通り兒童學用品委員會を設けて學用品の研究、銓衡中であつたが、さる五日連絡會議で委員の報告あり有效適切なる學用品を標準として兒童に使用せしめるやう決定した

近江清二氏結婚披露宴

市內富士町近江清一郎氏次男清二氏結婚披露は九日午後六時から八千代館へ親戚知人百餘名を招待、記念撮影の後媒酌の石崎商議會頭新郎新婦を紹介し來賓を代表して四戶友太郎氏祝辭を述べ、次いで河野五百里氏の祝言があつて開宴、盛宴であつた、因に清二氏夫妻は近く吉林に赴き、同地支店長を主宰するさうである

新京代書業組合 役員決定す

新京代書業組合發會式は九日午後六時から特別市大經路かめやで組合員二十五名參集規約其他を議決、次で役員選擧の結果左の人々が當選就任した

組合長　寄藤正巳
副組合長　八卷淸泰
幹事　庶務　鈴木仲助
會計　中島茂
西田懿治
野々上榮藏
明石末一

趙尙志匪潰滅 竹內部隊奮戰

河村部隊本部發表＝頭目趙尙志の率ゐる共匪五百は日本軍の追及により綏稜縣より通化縣に侵入せりとの報をうけた竹內部隊、守田部隊は七日早朝より濱北線通北東方約十里の永　子でこれを邀擊猛擊につぐ追擊をもつてし、八日午前四時夜ついにこれを潰滅せしめた、共匪は死體四十五、運搬せる負傷多數、兵器、彈藥多數を遺棄して山嶽地帶に遁入した、この戰鬪で守田大尉ほか九名戰死、負傷は林少尉ほか九名であつた

香港廣東連絡船 軍艦嵯峨に衝突

【香港九日發國通】香港廣東連絡ボート利杭號は、八日午前八時頃廣東沙面わきの白鵞灘に差しかゝるや舵をあやまり同所に投錨中の日本警備艦嵯峨の右舷ブリッヂ附近に衝突、嵯峨は多大の損傷を蒙つたが、自力航行は差支へない見込みである、瀨戶艦長は利杭號側と損害賠償その他につき折衝中であるが、利杭號船長は自船の過失を認めてゐる

福田警務指導官

通北縣警務指導官福田政雄氏（三五）福島縣出身、同氏は七日午後竹內、守田兩部隊と共に趙尙志共匪邀擊に警察官〇〇名を率ゐて參加したが、遂に匪彈のため壯烈な戰死を遂げた、なほこの外警察官二名の負傷と凍傷を出した

あす（十一日）

▲看護學講習會、赤十字社
▲東京名題大歌舞伎一座公演（本紙讀者優待）第一日、午後五時半、公會堂

今晚の主なる演藝放送

▲八・〇〇軍歌と吹奏樂（東京）陸軍戶山學校軍樂隊▲八・三五詩吟「爾靈山」（東京）山田積善▲八・四五ラヂオドラマ（東京）大村鉉次郎外

開演あすに人氣沸く 東京名題歌舞伎

―初日二日目狂言本決り―

久方振りに國都を訪れる大歌舞伎劇として本社が後援する「東京名題大歌舞伎」一行六十餘名の一座は既報の如く吉林の興行を終つて十一日午前十一時三十分着列車にて新京乘込み、同夜五時半より記念公會堂において華々しく初日の蓋をあけることになつてゐるが、初日並に二日目藝題は既報一部を變更して左の如く決定した

▽初日
壽式三番双
伽羅先代萩
双蝶々曲輪日記引まど
一の谷嫩軍記熊谷陣屋
所作事白藏主

▽二の替り
戀女房染分手綱重の井子別れ
番町皿屋敷　青山播磨
繪本大功記十段目
松王下屋敷
所作事保名狂亂

「荒城の月」けふからの長春座

長春座十日よりの番組は左の如く松竹一番線に獨ウファ作品を配した三本立編成である

▽松竹大船「荒城の月」伏見晃の原作脚色になる佐々木啓祐の監督作品で、大船が本格的音樂トーキーとして發表するもの、主題歌は有名な瀧廉太郎作「荒城の月」ストオリイも若くして逝つたこの人の作曲家としての苦惱時代と、傑作「荒城の月」完成に絡る故郷の純情な二人の乙女との交情を描いたものである、主演者は賣出しの佐野周二他に佐分利信、高杉早苗、高峰三枝子、飯塚敏子、河村黎吉、新井淳、日下部章、水戸光子、葉山正雄等が助演、撮影は長岡博之、音樂監督は堀内敬三が夫々擔當する

▽松竹京都「決戰高田の馬場」阪東好太郎主演する中山安兵衛酒と劍舞の華々しき仇討物語り、勉強監督秋山耕作君の新作品である、助演

▽獨ウファ「ワルツ合戰」ウファー社の「會議は踊る」に次ぐ音樂映畫の大作でありルドウイッヒ・ベルゲルの監督作品である、脚本は「狂亂のモンテカルロ」のハンス・ミュラーと「會議は踊る」のロバート・リーブマンが合作、キャメラはカール・ホーフマン、音樂はアレイス・メリヒャルが夫々擔任、主演者はレナテミュラー、ウイリイ・フイリッチ、二人を助けてパウル・ヘルヒガー、アドルフウオールブリユック等が出演、甘く美しいウインナワルツを主調として描かれる華やかな戀物語り

"流れ雲三度笠" けふから銀キネ

銀座キネマ十日よりの番組は左の如くマキノ、甲陽一番線にフオックス作品を配した三本立編成である

▽マキノトーキー「流れ雲三度笠」牧陶六の原作脚色により姓丸浩が監督に當る作品、大内弘主演の他に月澄江、志村喬、廣田昴、島津勝二、芥川隆造、淺野進二郎等が助演、牢屋を叩き出された亂暴もの吉五郎が江戸へ行く途中家出娘に惚れ込んだことから筋が纏れて來る、マキノ式「或る夜の出來事」だと言はれるキャメラは西本良生

▽甲陽映畫「柳生二蓋笠」綾小路紘三郎の柳生又十郎物語り、高見貞衛の甲陽入社第一回監督作品、佐々木壽郎のオリヂナルもの、助演者は金井憲太郎、中山介二郎、男岡久、菊地双三郎、大塚田鶴子、紅みちよの他に羅門光三郎の特別出演など、撮影は荒木慶彦の擔當

▽フォックス「廻り來る春」別項參照

▽廻り來る春△

フォックス社、ジャネット・ゲーナーとワーナー・バクスターの共演する映畫でロバート・ネイサンの原作に基きエドウイン・バークが脚色、ヘンリー・キングが監督に當る、他にウオルター・キング、ジエーン・ダーウエル、ローズメリー・エイムス等が助演、紐育の有名な骨董商オトカー、提琴家ローゼンバーク、そして女優志願のエリザベスの三人は、共に打續く不景氣のために公園に巣喰ふルンペンの群に投じたが、オトカーが掴んだふとしたチャンスが、再び彼等の前途に幸多き春を齎してくれたのである、キャメラはジョン・サイツの擔當、銀座キネマ十日封切

サボテン

東二條通りの「いなり亭」の近所に名前も「ウキヨ倶樂部」と古風に名付けた撞球場がある、新京の撞球場といへば凡その風景は想像されるが、此處には名梅と對蹠的に頗るモダンな娘さん二人在り▲一人は颯爽たる斷髪、も一人は仲々の明眸である…尤もそんな所ばかり見てゐてはタマも當るまいが―▲白十字の小さな時子さんが今日はどうしたことか唇は眞赤に、顔は眞白に見事にお化粧した姿で白十字を立ち出でたところで仙人掌子とバッタリ出くはした、「エライめかしこんで何處へゆくね」と聲をかければ時子さん、とたんに我輩に白眼一ペツをくれ物をも言はず「マーチヨー」と叫んでほこりのひどい町を駈けだした、女つて夜と晝とこうも違ふもんかね

雜音

長春座けふから寫眞替り、前人氣はいゝやうだから相當かぶるであらう、前週と先々週は連日いゝ入りを見せたと言はれる、意外であつたといふこゝの話である▼銀座キネマもけふから寫眞替り、ジャネット・ゲイナーとワーナー・バクスターの登場は魅力あるプロとならう▼PCL前進座の第一回提携作品「戰國群盗傳」は十三日から岸本系一番館を飾ることに決定、前後篇續いて、後篇には「流血船エルシノア號」が併映されるらしい、見事な張り切りやうである

木曜 丁酉 大安 破 斗宿
舊正月廿九日
三月十一日

● 一白の人 一日の勤勞は樂しき夕暮の散策に迎へらる 丙と庚と辛が吉
● 二黒の人 豫期に反して計畫思ふ如くならず進むは凶 辛と壬と寅が吉
● 三碧の人 大に作す所ある日勇奮せば障碍は排せらる 乙と丙と庚が吉
● 四緑の人 他の誘導に思はぬ困難を生じ易し迷ふは凶 丙と坤と辛が吉
● 五黄の人 分を守り過大の望みを起さゞれば安全の日 庚と亥と北が吉
● 六白の人 力一杯自己の出來得る丈の範圍に止るが吉 午と庚と亥が吉
● 七赤の人 進むとも效果は擧らざる日飲食に注意せよ 丙と丁と酉が吉
● 八白の人 身の程を忘れて不利に傾かんとする警戒日 辛と亥と艮が吉
● 九紫の人 誠實に身を持すれば福祿共に入り込み來る 乙と庚と癸が吉

東京名題大歌舞伎一座
日時 十一日より二日間
場所 記念公會堂

讀者優待半額券

本券持參者に限り入場料二圓のところを半額割引き（但大人一人一枚限り）

新京日日新聞社

東京名題大歌舞伎一座
日時 十一日より二日間
場所 記念公會堂

讀者優待半額券

本券持參者に限り入場料二圓のところを半額割引き（但大人一人一枚限り）

新京日日新聞社

松花龍江兩江運賃 四月改正引下げ

合理的に佳木斯中心主義とす

【奉天國通】總局水運課ならびに哈爾濱航業聯合會では四月の解氷期を控へて圖京線開通に伴ふ松花、龍江兩江々運賃の大改正を行ふことに決定すでに蒸本案の作成を了したので監督官廳の認可を經た上來る十五日頃正式發表の運びとなつた、從來航業聯合會運賃の改正、引下げは兩江沿岸各地の運轉促進ならびに産業開發の見地より各方面から早急實現を要望されてゐたものであるが、懸案の圖京線開通によつて現行船運賃維持は不可能となるに至つたので現行の哈爾濱を中心とする運賃制を佳木斯中心制に改正、現行運賃の全面的改訂を斷行するに決定したのである

改正の重要點は

一、現行の哈爾濱中心主義運賃を佳木斯中心に改正、從來の不合理を一掃す

一、黑龍江上流の漠河及びソ滿國境の吉林方面に至る奥地運賃の一割乃至二割の大幅引下げ

一、生活必需品運賃の引下げ

等であるが、今回の大改正により從來の不合理は一掃され松花、黑龍江兩江々運は一大飛躍を期待されてゐる、なほ總局の觀測によれば圖佳線開通による航業聯合會の打撃は旅貨の收入增加に救はれて豫想外に輕く航業聯合會の運賃收入減は昨年度收入六百萬圓の一割、五、六十萬圓と樂觀されてゐる

國際商議總會 東京案採擇

【パリ八日發國通】國際商業會議所理事會は六日の會議で一九三九年第九回總會を東京で開催することを原則上支持する旨の決議案を採擇して、東京案に對しては英本國、濠洲、印度、支那、イタリー、オランダ、ポーランド、ベルギー、チエツコスロバキア等各國代表が支持を表明し斷然コペンハーゲン案を壓倒したがフランス代表は時間と旅費等がかかることを理由に難色を示したゝめ附帶決議で東京案を採擇したが、現實の問題としては各國代表二百名の出馬を確保出來れば第九回總會は當然東京で開催されるものと觀られる

新京二月の 卸賣物價指數

中銀調査によれば金物を始め輸入品物價の奔騰を反映して一月の新京卸賣物價指數は一二三、一と指數創始以來の高位を示したが、二月に入つて金物、紡織品が反落に移り、また時産も軟調に推移したので月中平均一二二、八となり前月より〇、二%の微落をみせた、なほ調査せる六十三品中前月との對比において騰貴二十一品、低落二十三品、保合十九品となつてゐる

日米間互惠貿易の 紳士協定企圖

―遣米經濟使節の使命―

【東京國通】經濟聯盟の遣英米經濟使節一行の英米に携行すべき案件については審議が續けられてゐるが、日米貿易については先般ヤーチソン氏を首班とするアメリカ綿業團の來朝に際し綿布および別珍に關し紳士的協定締結以來明朗化しつゝあるが、なほ雜品その他に種々の摩擦が續けられてゐるので一行は渡米の曉にはアメリカの官民ならびに關稅調査委員會等と協議を重ねた上兩國間に互惠主義に基く紳士的協定の如きものを取りかはさんとの意向を有してゐるのは注目される、すなはち最近わが國の原料政策として棉花買付にブラジル棉、支那棉等分散買付を行つてゐる結果米棉のわが國への輸入額は漸次減少しつゝありこれに對しアメリカ側でも脅威を感じてゐる狀態であるが、わが國において米棉購入に何等かの優遇を講ずると共にこれが代償として生糸、綿布、雜品等のわが輸出品の進出に便宜を求め、もつて日米貿易の一層の促進を齎らさんとするものである、なほ以上について日英問題等を合せて廿日頃官民合同審議會等で愼重檢討を重ねるはずである

土建ニュース

▲決定工事

●新京保線區 新京保稅倉庫事務室窓鐵格子取付工事

落札 六十圓 間組

（二）[illegible] 今井組

（三）三〇〇、〇〇 草場組

（四）三三〇、〇〇 三田組

▲四平街醫院高壓氣罐煙道修繕工事 ●滿鐵事務局

豫特 六十五圓 河村工務所

▲豫告工事

▲新京商業學校寄宿舍炊事場換氣裝置改造

開札 三月十日

▲朝日寮一階一號屋外九九室 ●大連工事々務所

▲疊修繕工事 ●大連鐵道事務所

豫特 二百十五圓 鹽田瞬一

▲滿洲曹達會社甘井子工場敷地埋立其他工事品第一、第二號暗渠築造工事

落札 一萬二千五百九十五圓十八錢 福昌公司

▲中央試驗所大豆油連續抽出機及仕上乾燥機配管裝置新設工事

落札 四千二百五十圓 日笠製作所

▲接收局宅第一工區程街三三 ●哈爾濱營繕處

○號、外五、六戶局宅浴場改築工事

落札 四千九百五十圓 長谷川組

（二）五、六〇〇、〇〇 飛島組

商況欄

（三月十日前場）

海外經濟電報

品目	相場
倫敦銀塊	二〇片一六分七
同 先物	二〇片一六分七
紐育銀塊	四四仙四分三
孟買爲替	五二留比一六分五
米英爲替	四弗八〇仙八分五
米日爲替	二八弗五三仙
米支爲替	二九弗八五仙
スチール株	一二四弗八分二
アナコンダ株	六七弗四分一
英日爲替	一志二片六四分一
英支爲替	末着
日印爲替	七七留比二分一

▲米棉

限月	相場
現物	一四仙二七
三月限	一四仙〇七
五月限	一三仙六七
七月限	一三仙五〇
十月限	一三仙一〇
十二月限	一三仙〇〇
一月限	一三仙〇一

▲印棉

品目	相場
ブローチ	二三四留比
オームラ	二一八留比
ベンゴール	一八六留比

▲市俄古小麥

限月	相場
五月限	一弗三六仙二分一
七月限	一弗一九仙八分一
九月限	一弗一六仙八分三

▲カルカッタ麻袋

品目	相場
當筋	二三留比〇〇
鐵筋	二〇留比四分三

金銀市況

●上海標金

本寄 一二六六、〇〇

歩 ―

爲替相場

▲上海爲替

▲日本向

第一回 賣買 一〇四、二五

第二回 賣買 〃 一〇四、五〇

▲倫敦向

第一回 賣買 一志二片 八分五 三二分三

第二回 賣買 〃

▲紐育向

第一回 賣買 二九弗 四分三 一六分三

第二回 賣買 〃

▲大連爲替

▲上海向 一九〇、五〇

▲阪神日米爲替

第一回 二八弗 一二分一 一六分九

▲阪神日英爲替

第二回 一志二片 〇〇〇 三二分一

各地商品市況

▲大阪棉糸

限月	寄付	大引
三月限	三五九、〇〇	三六〇、〇〇
四月限	三六〇、〇一	三六〇、八〇
五月限	三六一、三〇	三六〇、三〇
六月限	三六一、一〇	三六〇、二〇
七月限	三六一、三〇	三六〇、九〇
八月限	三六一、六〇	三六一、三〇
九月限	三六三、一〇	三六三、四〇

▲大阪棉花

限月	寄付	大引
當限	七九、六〇	七九、四〇
先限	八三、九〇	八三、一〇

▲大阪人絹

限月	寄付	大引
當限	八三、四〇	八二、七〇
先限	八三、三〇	八二、八〇

各地特産市況

▲大連大豆

限月	寄付	大引
袋入 三月限	七、六二	七、五三
四月限	七、五三	七、三三
五月限	七、六二	七、五八
六月限	七、六六	七、六二
七月限	七、七四	七、六五
三等現物	七、七〇	七、七〇

●同 豆粕

限月	寄付	大引
現物	七、四四	七、四四
三月限	三三五	三三五
四月限	三三〇	三三〇
五月限	三三〇	三三〇
六月限	三三〇	三三〇
七月限	三三〇	三三〇

●豆油

限月	寄付	大引
現物	―	―
三月限	三三七〇	三三七〇
四月限	三三八〇	三三八〇
五月限	三四〇〇	三四〇〇
六月限	―	―
七月限	―	―

各地株式市況

▲東京株式（短期）

銘柄	寄付	大引
新東	一五五、三〇	一五三、一〇
新鐘紡	[illegible]	[illegible]
滿鐵	[illegible]	[illegible]
大新	―	―

▲大阪株式（短期）

銘柄	寄付	引
新東	一六六、〇〇	―
大新	一〇〇、一〇	―
鐘新	[illegible]	―
日産	[illegible]	―
日魯	[illegible]	[illegible]

▲大連株式（短期）

銘柄	寄付	引
五品	一六、六〇	―
豆新	三一、八〇	―

▲奉天株式（短期）

銘柄	寄	引
錢鈔	一六六、四〇	―
東新	六一、〇〇	―
滿鐵	[illegible]	―
同新	[illegible]	―
日産	[illegible]	―
鐘新	[illegible]	―
滿取	[illegible]	―
東新	[illegible]	―
大新	[illegible]	―
日産	[illegible]	―
五品	[illegible]	―
豆新	[illegible]	―
鐘衡	[illegible]	―
滿毛	[illegible]	―
優先	[illegible]	―
滿鐵	[illegible]	―
同新	[illegible]	―
電甲	[illegible]	―
洞乙	―	―
東拓	―	―
滿興	[illegible]	―
日醬	―	―
東亞	七一、〇〇	―

新京商店同業組合聯合會 定款

第二十五條　聯合總會に於ける所屬各同業組合の議決權は最近の同業組合負擔金の納入を終りたる所屬組合員數一名に付一箇とす

聯合總會に於ける決議は議決權の過半數を以て之を定む

第二十六條　所屬各同業組合に共通する重要なる事項は聯合總會に於て之を決議することを要す

會長は書面を以て所屬各同業組合に對し議決事項の諾否を徴して臨時總會の決議に代ることを得此の場合第二十一條乃至第二十三條の規定を準用す

第二十七條　所屬各同業組合に於て定時聯合總會に議案を提出せんとするときは毎年十二月上旬に之を本會に送付することを要す

第二十八條　會長、副會長、理事及監事の解任、定款の變更及解散の決議は總決議箇數の半數以上及び所屬同業組合の半數以上出席し其の決議權の過半數を以て之を決するものとす

第二十九條　聯合總會の議長は會議の顚末及出席組合名並に決議權箇數を記載したる決議錄を作成し議長の指名したる出席者二名以上之に署名捺印することを要す

第三十條　本會は書記若干名を置き會長之を任免す

書記は理事の指揮を受け事務に從事す

第三章　業務執行

第三十一條　本會は定款第三條に規定したる目的遂行の爲め店員訓練、聯合賣出、聯合運動會、信用積立會に依る金融の斡旋其他業務執行に關する規程は別に之を定む

第四章　同業組合の加入脫退並に連絡

第三十二條　本會に加入せんとする同業組合は所屬同業組合二箇以上の推薦を得ることを要す

本會に加入の申込ありたるときは役員會の決議に依り其の諾否を決し會長之を通知す

第三十三條　所屬同業組合に於て本會を脫會せんとするときは其の理由を記載し所屬組合二箇以上連署の上申込むものとす

本會は前項の申込を受けたるときは聯合總會の決議に依り其の諾否を決し會長之を通知す

第三十四條　所屬同業組合にして左の事由の一に該當するときは聯合總會の決議に依り之を除名す

一、所屬同業組合負擔金の納入を爲さざるとき

二、本會の事業を妨ぐる行爲ありたるとき

第三十五條　會長、副會長及理事は所屬同業組合の必要に應じ其の役員會又は總會に出席して其の意見を開陳することを得るものとす

第三十六條　所屬同業組合は其の組合役員會又は總會等の會合を開催するときは本會に通知するものとす

第三十七條　所屬同業組合は其の組合事業の狀況及組合員の異動其他本會會長の請求に係る事項は別に定むる所に依り本會に報告することを要す

第五章　會計

第三十八條　本會の會計年度は毎年一月一日に始まり同年十二月三十一日に終るものとす

第三十九條　本會の經費は所屬同業組合負擔金、事業收入、雜收入及補助金を以て之を支辨するものとす

第四十條　所屬同業組合負擔金は其の所屬組合員數に應じ負擔す之が負擔の割合及納入時期等は別に之を定む

第四十一條　毎會計年度末に於て剩餘金あるときは積立金及後年繰越金とす

前項積立金にして相當額に達したるときは役員會の決議を經て之を組合員の發展助長の爲め運用する事を得

第四十二條　會長は理事と共同して毎會計年度末に於て諸勘定を決算し財産目錄、貸借對照表、事業報告書を作成し定時聯合總會の承認を得ることを要す

第六章　解散

第四十三條　本會は左の事由に因り解散す

一、聯合總會の決議

二、官廳の命令

第四十四條　清算人は會長及理事之に就任するものとす但し聯合總會の決議に依り所屬同業組合員中より之を選任することを得

第四十五條　清算の完了に因り生じたる殘餘財産は其の當時に於ける所屬同業組合員の人員に應じ之を分配するものとす

（完）

大正九年十二月十四日 第三種郵便物認可

新京日日新聞

朝刊

【本紙朝夕刊十二頁】

本紙一部五錢 一ヶ月壹圓　郵税

廣告料金 普通一行壹圓五拾錢 特別一行貳圓五拾錢

發行所 新京永樂町四ノ一 新京日日新聞社

電話 編輯局專用（3）三三〇五 營業局專用（3）三三〇五

發行人 十河　編輯人 松本榮勇忠　印刷人 水越内之介

四相會議を中心とし 外交方策再檢討加ふ
民間の經濟的進展に主眼

【東京國通】佐藤外相は八日の貴族院本會議で大河内子の質問に答へて外交の根本方針を闡明し引續き連日堀内次官以下事務當局との間にその具體案の決定につき協議を續けてゐるが、十日の貴院豫算總會における答辯に明かにされた如く外交政策決定については官民を問はず關係各方面と協議の上新方針を確立する必要を認めてゐるので同外相はまづその第一歩として議會閉會を待つて關係各大臣間の會議設置を提議する意向である、その範圍を前内閣同樣陸海外の三相間に止め常設的機關とするか或は必要に應じ臨時關係大臣の參加を求めて協議を行ふかについては佐藤外相として未だ決定的の意見を持つてゐないが、林内閣の對支政策は民間接觸による經濟的進展を主眼とし、財政當局と緊切な關係があり、また結城藏相が藏相就任前日本商工會議所會頭として特に日支經濟外交については獨自の見解を有してゐた關係もあるので結城藏相を加へ大體既設の陸海外大藏四省の事務當局會議と同樣に右四省の會議を中心として外交方策の再檢討を開始するものと信ぜられてゐる（寫眞は佐藤外相）

國體明徵、一元外交 政綱として不審
貴院豫算總會 勝田主計君鋭し

【東京國通】貴族院の豫算總會は十日午前十時十二分開會岩倉道倶男（公）議事進行に關し發言を求め審議期間不足に關し政府の所見を質す、林首相缺席のため兒玉遞相より「已むを得ざる場合には充分考慮する」と答へ

勝田主計君（研）政綱の第一に國體明徵を掲げてゐるが全國民は皆國體明徵そのものを充分體得してゐる、これを態々政綱中に明記するのは如何なるものか外國人でも我國の國體には感心し羨望してゐる、然るに首相自身の口から國體明徵を稱へられることは外國人に對しては國體に何か疑ひが出來た如き感を與へるこれは深く愼むべきことゝ考へる、次は多元外交を一元外交にするとのお話であつたが、後でこれを國民外交と改められたところが衆議院の答辯をみるとまた多元外交、一元外交の文字が見える、元々わが國の外交は常に一元であつて多元ではない、がかゝることを口にされるとわが國の外交に不審を抱く惧れがある、一國の首相たるものが、口にすることがらは愼重でありたい、いはんやこれを政綱として掲げることはもつてのほかだ、一元外交國體明徵等を政綱として掲げる理由如何、次に外交方針につき現内閣は經濟外交を主とするといはれるが、二十年前までは經濟外交を主としてゐたもので、その後經濟外交の言葉を只外交といふやうになつて來た今日再び經濟外交といふやうになつたこれは結構だが、言葉の上のみでは效果はない、英國の對支政策はすべて經濟外交であり、且卅年來成功してゐる、もし經濟外交をやるとすれば英國の香港上海銀行の如きものを作る必要がある、政府の所見如何、次に對支外交は岡田内閣以來所謂三大原則をたてられた、一昨日貴族院本會議における佐藤外相の演説では前内閣の外交方針中よい點を拔出して行ふといふ意味があつたが如何なる點がよいのか、又惡い點は如何なる點か

佐藤外相　經濟外交についてイギリスの香港上海銀行の如き機關がわが國にも必要であるとの御意見は極めて重要であるが、大藏省に關する事項なので大藏當局とも充分協議して行きたい、一昨日貴族院で述べたことは大體政策の大綱に過ぎぬので具體的にいづれの政策を踏襲するかの問題についてはなほ充分に意見を持つてをらぬ、之は近く關係各大臣とも充分協議する

結城藏相　今日まで對支經濟外交上金融機關の活動もそれ〳〵の職分に拘束され不充分であつた、今後は充分活動出來るやう關係當局と充分協議する

勝田主計君（研究）就任以來日の淺い外相においては尤もなことだが事は急を要するから速かに對策を講ぜられたい、且國内情勢等も研究され充分愼重にやられたい、現内閣のいふ庶政一新からは鬼が出るか蛇が出るか解らぬことが多いその點いま少し詳細明確に御説明を願ふ、次に豫算に關する不安であるが林内閣で少しぐらひ減額されても交附金増額等で物價調整の意義はなくなつた、豫算を削減して歳出を少くすることは結構であるが、一面國家の發展に伴ひ國家の歳出の増加は已むを得ぬ、外國の新聞雜誌によると日本の經濟は今に行詰ると書いてゐる、今日のわが國のインテリ階級はその影響をうけわが國力を輕くみる傾向がある、今日では國力が伸びこれを動かす人が不足してゐるのが實情だと考へる、前内閣は一定の理論をたててその理論に從ひ税制をたてた、現内閣は當分の内だけ行ふといふ税制をたて、この一年のみこれでやり、其後のことは根本的に研究してからやるといふところにまた世間的の不安の原因がある、藏相は先の見透しはつかぬと答辯されたことがあるが、これが又不安の原因である、今日では國防費の何年かの繼續費のみが決定してゐるだけで他のものはなほ發表のないため不安が殘る、卅八億の豫算は結構だが前途を明かにするためいま少し前途のことについてもお話し願ひたい

かくて午後零時八分休憩

建國の理想説明
首相勝田君に答ふ

午後一時卅三分再開、林首相は午前中の勝田主計の質問に對しわが國の建國の理想を明かにして道義日本の眞相を世界に知らしむることはますますわが國に對する外國の信頼を増すことゝ考へる、次に外交一元化といふが如き言葉については自分は愼重な態度で臨み一元化、二元化等といふ言葉は努めて避けてゐる次第である

第三に庶政一新なる言葉は内容空漠として民心を不安ならしめるものに非ずやとの御注意であつたが政綱においては對内的にも對外的にも留意して國運の進展および民心の安定を企圖して穩健にして急激を排した政策を遂行せんと考へるものである

勝田君　豫算によつて物價調整を行ふことは政府の見解のやうであるが、その内容の大體を洩らされたい、また國際貸借について現在正貨を現送せねばならぬ金額は大體何程であるか正貨の世界における地位より考へる時はその輸送の如きは愼重に行はねばならぬ世界各國が爭つて正貨を保有してゐる目的は國防にありと解される現狀において外國に正貨を現送するのは充分に考慮の要があると信ずる現内閣のこの點に關する行爲は少し上調子のやうに思はれて實に寒心に堪えない出來るならその點に關する大體の所見を承りたい

結城藏相　時日がなかつたので前内閣の豫算を充分に修正する暇がなかつたのは遺憾である、金額における減少は少額であるが思惑者を減少せしめ且つ物價騰貴を多少とも抑へたるに非ずやと考へる、また物價騰貴抑制もその原因を探求して抑制策を研究したいと思ふ、即ち物資の需給狀態を研究し、それに適合するやうに政策を樹立することが必要と考へる、外國貿易に對しても同樣である、而して事情已むを得ざる時は例外的手段として立法または行政の手段によることがある、つぎに國際貸借については昨今は昨年末に比べるときは十分に改善され平常狀態に復しつゝある、しかし日本は貿易外の受取勘定が少額であるため借方となり、帳尻はなんとか考へねばならない思つてゐるしかし何年間かの間の帳尻は國内より産出する正貨を以て臨むも必要已むを得ぬ手段と考へる、しかしながら市場方面を充分考慮に入れて細心の注意をもつて臨むことは必要なことである

大藏公重男（公）國策の綜合的樹立といふ見地から大臣は各省大臣としてゞなく國務大臣として政綱の樹立を行はれることを切望する、首相の所見如何

林首相　同感である、將來そのやうに進んで行くと思ふ

大藏男　昨日の庶政一新に關する首相の答辯によつてみるときは例へば國防の充實に對する見解の如きはあまりに廣きに失するやうに思はれる、諸政綱中の何れに力を主として注がれるか

林首相　政綱のうちには極めて大體を折込んだがそのうちから緩急大小を取捨選擇して進む方針である、國防に關しては取敢へず狹義國防を必要と考へる

大藏男　首相は何等かの機關を設けて國策の諮問をなさうと考へて居られるやうだが、現在の調査局の現狀よりみるときはその機能を十分發揮せられないのは實に遺憾である故に機關新設に當つても十分に機能を發揮せられることを要望する

林首相　調査局を擴充強化せしむるかまたは新たに他に類似の機關を設置するか目下考究中である

かくて午后五時卅五分散會

領事裁判權撤廢に 支那側折衝開始
四月頃訪日特使派遣

【南京十日發國通】三中全會は領事裁判權撤廢に關し政府をして各國と交渉せしめ至急これが實現をはかる旨の決議を提出し、中央執行委員會は既にこの旨行政委員に通告したので外交部では王寵惠氏の就任を機にいよいよこれが交渉に乘出すことになり、四月中旬頃より日本との瀨踏的折衝を開始することになつた、

支那側としては佐藤新外相の協調的外交方針特に支那側の司法制度完備の曉には領事裁判權撤廢の用意ありとの過日の貴族院における外相の言説に著しく勇氣づけられたものゝ如く、まづ日本の同情を喚起すべく訪日特使を派して日本朝野に訴へ、支那の統一完成と司法制度完備を强調せんとする模樣で、特使の顔觸れとしては現司法院長にして日本にも知人の多い居正氏および實業部長吳鼎昌氏等の名があげられてゐる、いづれにしても國民政府は來月十一月十二日の國民大會までに治外法權撤廢に何等かの目鼻をつけて置かんとする意向の如く王寵惠氏の外交部長就任後の外交の重點は專らこの問題に置かれる模樣である

國民健保法案の成行
陸軍當局重視す

【東京國通】九日の衆議院本會議に上程された國民健康保險法案は醫師會の猛烈な反對運動により結局握り潰しの運命に陷る危險性が多分にあるとみられてゐるが同法案に多大の關係ある陸軍方面では

・本法案立案の精神は當面の國民保健問題を解決すると共に庶政一新に基く國民生活安定を圖らんとするにある、故に本法案が不成立に終ることは單に國民保健問題を輕視する結果となるのみに止まらず議會が庶政一新國民生活安定に全く誠意なきことを證明するものに外ならない、若しそれ醫師會等の反對によつて議會が握り潰すのであるといふが如き説が眞なりとすればこれは過去の議會政治の醜態なる半面が今尚毫も改められて居らぬことを最も明瞭に示すものといはねばならぬ

となしこれが成行を極めて重大視してゐる

刑事施行法公布
四月一日實施

刑法は一月四日公布され四月一日より實施されることになつたので政府では刑法施行法を十一日公布し刑法同樣四月一日實施することになつた、條文左の通りである

第一條　本法において舊刑法と稱するは大同元年敎令第三號により援用したる刑法を謂ひ他の法令と稱するは刑法施行前に公布又は援用したる法令を謂ふ

第二條　舊刑法第二編第十九章中モルヒネ、コカイン、ヘロイン及びその化合物に關する規定は當分の内刑法施行前と同一の效力を有す本法中他の法令に關する規定はこれを前項の規定に準用す

第三條　刑法第八條但書の適用については舊刑法に定めたる刑は左の例に從ひ刑法の刑によるものと看做す

舊刑法の刑	刑法の刑
死刑	死刑
無期徒刑	無期徒刑
有期徒刑	有期徒刑
拘役	拘留
金額五十圓を超ゆる罰金	罰金
金額五十圓以下の罰金	科料
沒收	沒收又は效用毀滅

第四條　刑法施行前舊刑法により告訴を待ちて論ずべき罪を犯したる者は刑法施行後と雖も告訴あるに非ざればその罪を論ぜず

第五條　刑法施行前に犯したる罪に付罰金を科する場合は勞役場留置の期間は一年を超ゆることを得ず

第六條　刑法第四十二條の規定は刑法施行前に犯したる罪につき亦これを適用す

第七條　刑法施行前舊刑法又は他の法令により科せられたる刑又は處分は左の例に從ひ刑法の刑又は處分によるものと看做す

（舊刑法又は他の法令による刑又は處分）（刑法の刑又は處分）

舊刑法又は他の法令による刑又は處分	刑法の刑又は處分
死刑	死刑
無期徒刑	無期徒刑
有期徒刑	有期徒刑
拘役	拘留
罰金	罰金
沒收	沒收又は效用毀滅
追徵	追徵
監禁	勞役場留置

第八條　刑法施行前になした る假釋又は假釋は刑法の規定による刑の執行猶豫又は假釋放と看做す

第九條　他の法令に定めたる刑は第三條の例に準じこれを刑法の刑に變更す

第十條　他の法令に定めたる刑については其の期間又は金額を變更せず、但し他の法令中特に長期又は金額を定めざる刑に付ては刑法の期間又は金額に關する規定に從ふ

第十一條　他の法令に於て引用したる舊刑法の規定はこれに相當する刑法の規定に變更す

第十二條　他の法令の規定に於て刑の減輕を定めたるものは刑法第六十一條の例による

第十三條　他の法令の規定に於て公權の　事を定めたるものは之を廢止す

第十三條　他の法令の規定に於て刑の加重を定めたるものは之を廢止す

第十四條　公訴の時效は左の期間を經過するによりて完成す

一、死刑に該る罪に付ては二十年

二、無期の徒刑又は禁錮に該る罪に付ては十五年

三、長期十年以上の徒刑又は禁錮に該る罪については十年

四、長期十年未滿の徒刑又は禁錮に該る罪については七年

五　長期五年未滿の徒刑若くは禁錮又は罰金に該る罪については五年

六、拘留又は科料のみに該る罪については一年

二以上の主刑を併科し又は二以上の主刑中その一を科すべき罪についてはその重き罪に從ひ前項の規定を適用す、刑を加重又は減輕すべき場合においては加重又は減輕せざる刑に從ひ第一項の規定を適用す

第十五條　時效は被疑者に對する檢察廳の傳喚、拘提又は羈押の處分公訴の提起ならびに審判の處分により中斷す、共犯の一人に對してなしたる手續による時效の中斷は他の共犯に對しまたその效力を生ず

第十六條　時效は中斷事由の終了したる時よりさらに進行す

第十七條　時效は公判手續を停止したる期間内は進行せず

第十八條　受刑者の釋放は刑期終了の翌日これを行ふ前項の規定は勞役場留置の執行にこれを準用す

第十九條　刑法において親族と稱するは左に掲ぐる者を謂ふ

一、直系血族、四親等内の傍系血族及びこれ等の者の配偶

二、配偶者

三、三親等の姻族

附　則

本法は刑法施行の日よりこれを施行す

正副總裁辭任
他の重役は留任か？
電々重役更迭問題

廿九日の株主總會を控へて電々重役の更迭問題は、今後に於ける特殊會社重役の去就に指針を與へるものとして各方面から注視されてゐるがその後の情勢では重役全部の辭任は社業遂行の圓滑を欠ぐ憂ひもあり、周圍の狀況より一部重役の留任説が濃化、山内總裁、三多副總裁のみが辭任し殘餘の重役は留任するとの觀測が有力視されてゐる、廿日頃には決定する模樣である

海軍辭令

【東京國通】十日附で海軍省より左の令辭が發せられた

第五戰隊司令官 海軍少將 小林宗之助

補第四戰隊司令官 海軍水雷學校長 兼海軍技術會議々員 海軍少將 三木太市

補第五戰隊司令官 海軍通信學校長 兼海軍技術會議々員 海軍少將 細萱戊子郎

兼補海軍水雷學校長

駐ソ大使館に榮轉の 西氏來京

駐ソ大使館參事官に榮轉の前青島總領事西春彦氏は赴任の途十日午後六時二十分着「あじあ」で來京、驛頭大使館、外交部關係者の出迎を受けて中央ホテルに入つた、十一、二日大使館、外交部に挨拶をなし十二日「あじあ」で出發の豫定であるが左の如く語る

新京には事變前にゐたことがあるが、相變らず寒いね滿洲には到るところ友人知己がゐる、モスクワにもずつと以前約二年ゐたことがあるが、着任後勉強しようと思つてゐる、重光大使を援けて大いに頑張る積りだ

（寫眞は西參事官）

杉原通譯官の旅券査證を ソ聯拒絶

【モスクワ九日發國通】昨年末モスクワ駐在帝國大使館附を命ぜられた杉原通譯官は駐日ソ聯大使館に旅券査證を求めたが、言を左右にして査證の交附を肯じないのでモスクワの帝國大使館は直接ソ聯外務人民委員部と交渉を續けて來たが九日酒匂參事官が外務人民委員部にカズロフスキー極東部長を訪ひ重ねて査證交附を要求した處同部長は拒絶する旨正式に通告した、拒絶の理由は公表しないが杉原通譯官の前夫人が白系露人だつたと言ふにありと解される

北洋不入札漁區 再入札行ふ

【東京國通】先月二十八日浦鹽極東漁撈廳で行はれた今年度更新漁區入札において官廳價格に到達せず不落となつた舊漁區不入札の漁區については條約の規定により九日再入札に附されたが、その結果日本側三區（内サガレンク一ギジギンスキー二）ソ聯側四區（ギジギンスキー四）落札し官廳價格に達せずして不落となつたもの三區で、その結果前回入札の日本側二十區ソ聯側三十區と合して日本側二十三區、ソ聯側三十四區の割合となつた

中銀週報（自二月二十八日至三月六日）

	圓
貨幣發行額	二四四、七三五、三四〇・〇〇
紙幣	二三四、〇七九、四七四・〇〇
準備	一四四、六八五、三七二・〇〇
保證	六九、三九四、一〇二・〇〇
鑄幣	一〇、六五五、八六六・〇〇

人事往來

▲菊地清晃氏（會社員）十日來京中央ホテル
▲島田政靖氏（モスコウ駐在總領事）同
▲西春彦氏（駐露參事官）同
▲浦影賢一氏（會社員）同
▲柴田榮氏（冀東政府官吏）同
▲澤田繁太郎氏（官吏）同
▲下村羊男氏（プラゴヘ領事）同
▲木村廣吉氏（官吏）同都ホテ・
▲山田德司氏（會社員）同
▲三浦健敏氏（官吏）同

航空往來

▲石田英氏（官吏）十日大連から
▲河本辰彌氏（電々）同大連へ

偶語

航空機關の進歩發達に伴ひ各地重要都市には自己防衛のため▼防空協會或は防護團が設立され非常時に備へるため防空演習等も行はれてゐるが▼それは單なる關係方面の會議によつて實行されるに過ぎないため▲自然臨時的局地的に過ぎ又經費その他に關しても多少の弊害か生じ易い憾があるので▼これに恒久性を與へ大局的に統制を加ふる制度を確立することが最も肝要であるから叫ばれてゐたが▼政府、はいよ〳〵本議會に防空法案を衆議院に提出した▼同法案は歐洲諸國の防空法規と比較して毫も遜色なきのみならず▼陸海軍の行ふ防空との關係を明瞭にせることとすべて防空計劃を基礎として諸規定を設けたこと等において▼本邦の國情に即せる特色が端的に現はれてゐる▼しかしてその法案は單なる災禍防遏法であつて廣い意味に於ける空襲の慘禍對策としては▼燃ゆるが如き國民の義務奉仕心の涵養に努めねばならぬ

社說

王外交部長の聲明　現實に即する方策あれ

一

支那の新任外交部長王寵惠氏のステートメントが發表された。それには、國際合作促進には國民間の感情問題を重視すべきである、交驩を阻碍するが如きものはこれを解決し或ひは防止すべきであるといふ旨が先づ述べられてゐる。これは昨年來支那に於いて見られた甚だしい排日の事實に對して反省を行つたものとしてわれらの好感を呼ぶ態度であると言へる。國民に誠實の感情あるべしとする國民政府は、その國內に於いてなすべき事が多々あるのである。これまで國內統一運動のために利用し來つた排日抗日教育を現實の地盤の上に立つて一大轉換をなさしむる要の如きその最たるものであらう。現代國家としての內容を整へるためには、國民黨の組織的工作の上にも重要な改變が要求されるに違ひない。

二

外交方針の根本としては、依然國家の領土と主權は必ずその完全を保つべく、國際關係は平等互惠をもつて基礎とする。この原則のもとに國際間の友好を促進し、政治的協調、經濟的合作等何れも双方の利益を主眼として實現せしめるといふのである。これは抽象的な互惠、平等、友誼等の根本原則の闡明であつて、それ以上具體的には何らの方策も示されてゐない。問題はこの抽象的原則をいかに具體化するかの點にかかつてゐるのであつて、これには現實の事態を充分認識し現狀に即した解決方法を講ずることが肝要でなければならぬ。支那の求むる平等といふものが、支那の國家體制の整備に伴つて不平等條約を漸次に排除するこれ等の要求であれば、列國はこれに對して協議に應ずる用意を持つてみやう。しかし現實の事態を無視した矯激な要求等をなすならば、かへつて望ましからぬ結果が招かれるに至らう。

三

王外交部長の聲明が、わが佐藤新外相の聲明と相應ずるが如くにして行はれ、しかもその內容に於いても吻合するもののあるのは興味あるところである。表面からこれを見れば、相互に立場を認め相携へて東亞の安定に向つて努力しやうとする氣運がつくられたやうに見える。しかしその內面に突進んで考へれば、支那に於ける政治情勢の動向には近時微妙なものがあり、またその英國等との間の關係には顯著な進展がある。日支間の外交を正常化した軌道に乘せることもさう簡單な問題ではない。支那側がよく過去の失敗にかへりみ、大局を洞察しての現實的政策を發見しこれを實行することが望まれるのである。

史で日滿

關東軍參謀部

（一）はしがき

滿洲國は、二十世紀の黎明期に建設された極東の新進帝國で、日本帝國と一體不可分の關係に於て亞細亞復興の先驅となり、東洋平和ひいては至高なる世界平和を確立すべき偉大な運命をもつてゐる。

この滿洲國はどうして出來たか。一言にしてつくせば、それは歷史的必然であり、天命の然らしむる所である。即ち、日滿兩國民は、元來、近隣に住む同種族で、地緣的、血緣的な關係があるばかりでなく、古來互に和親交通を重ねて來たので、その間には、どこからら一種の精神的脈動があつた。

就中、近世より現代にかけては、日清、日露の兩大戰を契機として、兩國民の間には切つても切れぬ關係が結ばれた。之が抑々滿洲國成立の遠因である。

又支那軍閥政權の、滿洲の住民と日本に對するあくなき暴虐、忘恩的な行ひに對し、忍びに忍んだ日本が、自衛のため、民衆の幸福のため、遂に勘忍袋の緒をきつて起ち上つた滿洲事變と、軍閥の搾取壓制より逃れ、日本の援助に依賴して、獨立せる理想國家を建設せんとした民意とがその近因である。

凡て滿洲國の理想とする建國精神は、かうした歷史的事實を無視しては、眞に之を理解體得するよすがもなく、その建國精神の示す日滿一體不可分、五族協和、王道國家等の實現は得て期すべくもない。

されば、日滿兩國民は、先づ以て兩國の關係史實に通じ、滿洲國のよつて成立せる所以と、之に基く國家國民としての使命とを充分に會得し、潑溂たる元氣を以てその使命の示す進路に向ひ驀進すべきである。

本書は、滿洲國成立の根本原因をなす日露戰爭を主體として、日滿關係史の概要を說述したものである。たゞし、滿洲事變勃發後の史實に就ては事極めて新しく、特に記述するの必要なしと思つたので之を省略した。尙極めて短篇であるが故に、意をつくさぬ點も多々あるが、以上述べた目的を達する一資料ともなれば幸ひである。

一、古代の日滿關係

日本と滿洲とは日本海を隔てゝ近く相對してゐるので、兩國の間には古くより海による交通が行はれた。

史によれば滿洲地方はもと朝鮮の北部から現在滿洲國一帶及黑龍江附近にかけて、東胡族（歐洲人の所謂トムングース族）の居住地であつて、周時代には肅愼、漢時代には挹婁、扶餘、南北朝時代には高句麗、勿吉、隋、唐、宋の時代にはモーティ渤海、契丹（遼）、女眞（金）等の名で知られた。その後元に併合せられ、明に修好し、清朝の興起となつてからは武威を支那全土に及ぼし、漢民族を統治すること二百六十七年に及び次で現代となつた。

日滿の國交が遠く千四百年の昔から續けられてゐたことは兩國文獻に明であるが、尙兩國民衆の間には既に太古代から交通が行はれてゐたと思はるふしがある、以下日滿關係史中主なる事項の二三を摘記して見よう。

肅愼時代　日本の古代史では肅愼を「ミシハセ」又は「ミシムマセ」とよんでゐる。この地方の人々は古來屢々日本の東北地方又は北陸地方に至り、その地の國造、郡司等と交涉した。日本史上に肅愼のことが見えてゐるのは、欽明天皇五年（約千三百八十年前）十二月佐渡の御名部崎にこの國の船が行つたのが始めてで、その時行つた人々は春夏に亙り稍久しく滯留した。御名部崎は今の片部村瀨川浦でそこにある蝦夷塚は、當時渡航して逝いた人達の墓であらうと云はれてゐる。その後も肅愼より屢々日本に來貢交涉等があり、持統天皇十年三月肅愼人志良守叡草が來貢した時は、日本から錦袍、袴等を與へて優遇したことが史に載つてゐる。

高句麗時代　高句麗（建國當初は領土が狹小であつたが後に現在滿洲その他の諸地域を併せて大國となつた）と日本との外交關係は、神功皇后御渡韓の際、高句麗が朝貢を盟ひ、應神天皇の七年九月朝貢した時から始まつてゐる。爾來約五百年に亙り來貢交通し、孝德天皇大化七年には高句麗は唐を伐つため日本に援助を乞ふた。高句麗滅亡後もその遺族は十四年間も日本に朝貢しこの間僧侶、學者、技術者等で日本に歸化したものも尠くない。文武天皇大寶三年に歸化した高句麗の王族若光に對し日本朝廷から王姓を賜つたとあるが、之は歸化した王族を優遇されたものであらう。

元正天皇靈龜二年五月駿河、甲斐、相模、上總、下總、常陸、下野の七國に散在してゐた高句麗人千七百九十九人を武藏國に遷して高麗郡を設けられた。此等の人達は高句麗滅亡後歸化したものである。

天下勝寶二年正月には背奈王福信に朝廷から高麗朝臣の姓を賜つた。福信は高句麗の好太王七世の孫で、その一族には武藏介又は武藏守等になつたものも數人ある。現在武藏の飯能町附近には高麗村があり、若光の祀つた高麗神社もあり、又その村の聖天院には高麗王の墓がある。

要するに此時代に於ても日本は高句麗を精神的に援助し、朝貢者を好遇し、その滅亡後は遺民を憐み之を撫育したのである。

渤海時代　渤海は建國當初から日本に朝貢した。當時渤海國よりの交通は東京（龍原府）を舟出して、越前の敦賀、出羽の能代等に入港したもので、敦賀の松原には接待所が置かれてあつた。後には山陰に行つたこともある。

渤海が日本に朝貢したのは聖武天皇の神龜五年（約千二百年前）に大祚榮（始めは震長で後に渤海國を建設した人）の子大武藝王の使者が行つたのが始めてゞ、之に對し日本からは田蟲麿を渤海に派遣した。

爾來兩國の交通絕えず。二百年間三十二回、平均六年に一回海を渡つて日本に朝貢し國際的禮儀を盡すと共にひそかに日本に援助を乞ひ、日本の誘導啓發を求めた。

日本に行つた渤海國使節の一行は、最小二十二人、最大三百二十五人、普通は百四五十人位で、日本はこれ等の使節に從二位、正三位等の恩典を與へた。渤海からの獻上品は虎皮、豹皮、熊皮、人蔘等で、日本よりは綾錦、純漆、黃金、海石榴、油等を贈つた。尙彼我兩國人の間には詩の贈答なども行はれ、菅原道眞父子と渤海の裴頲父子との詩の應酬は著名な物語りである。

以上の外天平十八年には渤海國鐵利府の人民千五百餘人が日本に來たので、日本では之を出羽に置いて衣食を給したことや、寶龜十年に渤海國人三百五十餘名が來たのを出羽に置いたことや、弘仁元年にも亦渤海國人が來たので之を加賀、越中、越前等に移住せしめた等のことが史に見えてゐるが、これ等によると、この時代に於ける兩國の交際は益々親密となり、日本は渤海國やその國人を懇切に取扱ひ、兩者の間には掬すべき精神的連鎖があつたことが窺はれる。

以上述べた所によつても、古來滿洲が日本と淺からぬ間柄にあつたことがよく分るであらう。

滿洲國刑事訴訟法（四）

第六十三條　裁判書又は裁判を記載したる調書の謄本又は抄本は原本又は謄本に依り之を作成すべし裁定に準ずべき處分の處分書又は該處分を記載したる調書の謄本又は抄本の作成に付亦同じ

第六十四條　公務員の作成すべき書類には別段の規定ある場合を除くの外作成の年月日及其の所屬公務所を記載して署名捺印すべし

書類には每葉に契印すべし

第六十五條　公務員に非ざる者の作成すべき書類には作成の年月日を記載して署名捺印すべし

第六十六條　書類を作成するには文字を改竄すべからず挿入、削除又は欄外記入を爲したるときは之に認印し其の字數を記すべし但し削除したる部分は之を讀得べき爲字體を存すべし

第六十七條　公務員に非ざる者の署名捺印すべき場合に於て署名すること能はざるときは他人をして代書せしめ捺印すること能はざるときは花押又は消印すべし

他人をして代書せしめたる場合に於ては代書したる者其の事由を記載して署名捺印すべし

第六章　送達

第六十八條　被告人、私訴當事者、代理人、辯護人又は輔佐人は書類の送達を受くる爲書面を以て其の住居又は事務所を法院に屆出づべし、法院所在地に住居又は事務所を有せざるときは其の所在地に住居又は事務所を有する者を送達受取人に選任し其の者と連署したる書面を以て屆出づべし

前項の屆出は同一の地に在る各審級の法院に對し其の效力を有す

前二項の規定は在監者には之を適用せず

送達に付ては送達受取人は之を本人と看做し其の住居又は事務所は之を本人の住居と看做す

第六十九條　住居、事務所又は送達受取人を屆出づべき者其の屆出を爲さざるときは書記官は書類を郵便に付し又は其の他適當の方法に依り其の送達を爲すことを得

書類を郵便に付して發送したる場合に於ては通常其の到達すべかりし時に送達ありたるものと看做す

第七十條　檢察廳に對する送達は書類を檢察廳に送付して之を爲すべし

第七十一條　被告人の住居、事務所及現在地知れざる時は公示送達を爲すことを得

被告人裁判權の及ばざる場所に在る場合に於て他の方法を以て送達を爲すこと能はざるとき亦前項に同じ

第七十二條　公示送達は法院の命じたるときに限り之を爲すことを得、公示送達は法院書記官送達すべき書類又は其の抄本を法院の掲示場に公示して之を爲すべし

第一回公判期日の召喚狀の公示送達は書記官送達すべき書類を法院の掲示場に公示し且其の謄本を政府公報若は新聞紙に掲載し又は其の他適當の方法に依り之を公告すべし

前項の公示送達は政府公報若は新聞紙に掲載し又は其の他の方法に依り公告を爲したる日より三十日其の他の公示送達は掲示場に公示を始めたる日より七日の期間を經過するに因りて其の效力を生ず

第七十三條　前二條の規定は被疑者に對して檢察廳の爲す送達に付之を準用す

第七十四條　書類の送達に付ては別段の規定ある場合を除くの外民事訴訟法の送達に關する規定を準用す

司法警察官の發する書類の送達に付ては書記官に屬する職務は司法警察官之を行ひ送達吏に屬する職務は司法警察吏之を行ふ

第七章　期間

第七十五條　期間の計算に付ては時を以て表示せるものは即時より之を起算し日、月又は年を以て表示せるものは初日を算入せず、但し時效及拘留期間の初日は時間を論ぜず一日として之を計算す、月及年は曆に從ひ之を計算す

一切の訴訟手續を記載すべし

一　公判を爲したる法院及年月日

二　審判官、檢察官、書記官及翻譯官の官氏名並に被告人、代表者、代理人、辯護人、輔佐人及通事の氏名

三　被告人出頭せざるときは其の旨

四　公開を禁じたるときは其の旨及理由

五　公訴事實の陳述及公判開廷中口頭の起訴ありたるときは其の要旨

六　第五十四條二項に揭ぐる事項

七　證據調を爲したる證據書類及證據物並に證據調の方法

八　辯論の要旨

九　公判廷に於て爲したる檢證及押收

十　審判長の記載を命じたる事項及訴訟關係人の請求に因り記載を命じたる事項

十一　被告人若は辯護人最終に陳述したる事項

期間の末日が日曜日又は一般の休日に當るときは之を期間に算入せず但し時效及拘留期間に付ては此の限に在らず

第七十六條　法院又は檢察廳は其の所在地に住居又は事務所を有せざる者の爲距離の長短交通の便否其の他の事情を斟酌し法定の期間に付附加期間を定むることを得

前項の規定は宣告したる裁判に對する上訴の提起期間には之を適用せず宣告したる裁定に準ずべき處分に對する不服申立期間に付亦同じ

第八章　被告人及被疑者の召喚拘引及拘留

第七十七條　法院は被告人を召喚することを得

法院は必要あるときは指定の場所に被告人の出頭又は同行を命ずることを得

第七十八條　被告人召喚を受け正當の事由なくして出頭せざるときは之を拘引することを得

被告人前條第二項の命令に應ぜざるときは之を其の場所に拘引することを得

第七十九條　左の各號の場合に於ては直に被告人を拘引することを得

一、被告人一定の住居を有せざるとき

二、被告人罪證を湮滅する虞あるとき

三、被告人逃亡したるとき又は逃亡する虞あるとき

違警罪に該る事件に付ては前項第二號及第三號に依り拘引することを得ず

第八十條　前條の規定に依り被告人を拘引することを得べき原由あるときは被告人を拘引することを得

被告人監獄に在るときは前項の原由なしと雖も之を拘留することを得被告人の拘留は被告人を訊問したる後に非ざれば之を爲すことを得ず但し被告人逃亡したるときは此の限に在らず

第八十一條　審判官は急速を要する場合に於ては前四條に規定する權限を行使することを得

第八十二條　被告人の召喚、拘引又は拘留は召喚狀、拘引狀又は拘留狀を發して之を爲すべし

自動車運輸事業法

自動車運輸事業法は十一日左の通り公布されたが大體六月一日實施の豫定である

第一條　本法に於て自動車運輸事業とは一般交通の用に供するため路線を定め定期に自動車を運行して旅客又は物品を運送する事業を謂ふ、本法に於て專用自動車道とは自動車運輸事業者がその事業用自動車の專用に供する通路を謂ふ

第二條　自動車運輸事業の路線は一般の道路、一般自動車道、專用自動車道又は一般通行の用に供する通路に依るべし

第三條　自動車運輸事業を經營せんとするものは交通部大臣の定むるところにより運賃其他に關する事業計畫を定め交通部大臣の特許を受くべし

交通部大臣前項の特許を爲さんとするときは保安並に道路使用につき民政部大臣又は蒙政部大臣に協議すべし

第四條　交通部大臣は自動車運輸事業につき路線に應じて使用すべき自動車の輛數その他事業の基準を定むることを得

第五條　自動車運輸事業の特許の有効期間は專用自動車道を開設して自動車運輸事業を經營する場合を除き十年以內とし交通部大臣之を指定す

第六條　自動車運輸事業者特許の有効期間滿了後尙引續きその事業を經營せんとするときは期間更に新の特許を申請すべし

專用自動車道を開設して自動車運輸事業を經營する場合にありては工事方法を定め前項の認可申請前交通部大臣の指定する期間內に工事施行の認可を申請すべし

前項の規定により認可を受けたるときは交通部大臣の指定する期間內に專用自動車道の工事に着手し之を竣工せしむべし

天災その他已むを得ざる事由により第一項及び第二項の期間內に認可を申請すること能はざるとき又は第三項の期間內に工事に着手し若くは之を竣工せしむること能はざるときは申請に因り交通部大臣は期間を伸長することを得

第八條　自動車運輸事業者事業計畫又は專用自動車道の工事方法を變更せんとするときは交通部大臣の認可を受くべし

第九條　專用自動車道の開設のため必要を生じたる道路、河川、運河及び溝渠の占用ならびに工事の施設については主管官署の許可を受くべし

第十條　專用自動車道に關する工事のため必要あるときは自動車運輸事業者は特別市長、市長、縣長又は旗長の許可を受け沿道の土地に立入り又はその土地を使用することを得

前項の規定による立入または使用をなさんとする時は已むを得ざる事由ある場合を除くの外豫め土地の占有者にその通知をなすことを要す

第一項の規定による立入または使用によりて生じたる損害は立入または使用の後遲滯なく事業者においてこれを補償すべし

前項の補償につき協議調はざる時は第一項に規定する官署の長これを裁定す

第十一條　政府または政府の許可を受けたる者が專用自動車道に接續し若くは接近して一般の道路、一般自動車道、專用自動車道、運河、溝渠、鐵道等を造設せんとする時は自動車運輸事業者はこれを拒むことを得ず

前項の場合において公益上必要ありと認むるときは交通部大臣は自動車運輸事業者に前二項の場合において自動車運輸事業者の受けたる損害は政府または政府の許可を受けたるものにおいて之を補償すべし

第一項及び第二項の場合において實施方法及び費用の負擔につき協議調はざるときは申請に因り交通部大臣之を裁定す、自動車運輸事業者の受けたる損害の補償につき亦同じ

第十二條　自動車運輸事業の讓渡は交通部大臣の許可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

會社の合併による自動車運輸事業の承繼については合併前交通部大臣の許可を受くべし

第十三條　自動車運輸事業者は交通部大臣の許可を受けたる場合に限り事業の經營を他の自動車運輸事業者に委託することを得、經營の委託を受けたる者は交通部大臣に對し委託者と共にその責に任ず

第十四條　自動車運輸事業の共同經營を爲さんとするときは交通部大臣の認可を受くべし

第十五條　自動車運輸事業者は交通部大臣の認可を受くるに非ざれば其の事業の用に供する不動產又は重要なる動產を擔保に供することを得ず

第十六條　自動車運輸事業を營む會社は交通部大臣の認可を受くるに非ざれば社債を募集することを得ず

社債の額は借入金の額と併せて拂込濟株金總額を超ゆることを得ず

但し舊債償還のためにする場合においては舊債務の額はこれを算入せず

第十七條　自動車運輸事業を營む會社は交通部大臣の認可を受けたる場合に限り他の事業を營むことを得

第十八條　自動車運輸事業者は交通部大臣の許可を受くるに非ざれば其の事業の全部若くは一部を休止し又は廢止することを得ず自動車運輸事業を營む會社の解散の決議又は總社員の同意は交通部大臣の認可を受くるに非ざれば其の效力を生ぜず

自動車運輸事業者死亡したるときは相續人はその事業を承繼す

第十九條　運輸、設備及會計に關する規定は交通部大臣之を定む

交通部大臣は自動車運輸事業の運賃又は料金の割引に關する規定を定むることを得

第廿條　交通部大臣は公益上必要ありと認むるときは自動車運輸事業者に對し左に掲ぐる事項を命ずることを得

一、運賃その他に關する事業計畫又は專用自動車道の工事方法を變更せしむること

二、路線を延長又は變更せしむること

三、他の運送事業者と連絡運輸を爲さしむること

四、全部又は一部の路線に通ずる二以上の自動車運輸事業者ある場合共同經營又は會社の合併を爲さしむること

五、旅客又は物品の運送に關する損害につき保險に附せしむること

六、前各號の外事業の改善をなさしむること

前項第四號の場合においてその實施方法または各事業者の收得し若くは負擔すべき金額につき協議調はざる時は申請により交通部大臣これを裁定す

第廿一條　特許、許可または認可には條件を附することを得

前項の條件は公益上必要ある時は之を變更することを得

自動車事業者は第一項により附したる條件に從ひ他の運輸事業者より事業の讓渡、共同經營または會社の合併を求められこれに應じたる場合においてその讓渡條件、實施方法または各事業者の收得し若くは負擔すべき金額につき協議調はざるときは申請により交通部大臣これを裁定す

第廿二條　左の各號の一に該當する場合においては交通部大臣は自動車運輸事業經營の特許の全部若は一部を取消し又は事業の全部若は一部停止を命ずることを得

一、法令若は法令に基きて爲す命令に違反し又は特許、許可若は認可に附したる條件に違反したるとき

二、交通大臣の指定する期間內に專用自動車道の工事を竣工せざるとき

三、事業の經營不確實又は資產狀態の著しき不良その他の理由により事業を繼續するに適せずと認めたるとき

四、公益を害する行爲を爲したるとき

五、道路、一般自動車道、專用自動車道は通路の狀況が自動車の進行に適せざるに至りたるとき

第廿三條　左の各號の一に該當する場合においては自動車運輸事業經營の特許はその效力を失ふ

一、運輸開始の認可申請期間內に認可を申請せざるとき

二、運輸開始の認可なきとき

三、事業經營の特許を受けたる者會社の發起人又は無限責任社員たるべき者なるときは運輸開始の認可申請期間內（路線の全部又は一部につき專用自動車道を開設する場合にありては工事施行の認可申請期間內）に會社設立の登記をなさゞるとき

四、專用自動車道につき工事施行の認可申請期間內に認可を申請せざるとき

五、專用自動車道につき工事施行の認可なきとき

六、專用自動車道につき工事着手の期間內に工事に着手せざるとき

七、事業廢止の許可を受けたるとき

八、事業を營む會社解散したるとき

第廿四條　交通部大臣監督上必要あるときは自動車運輸事業者をして事業上の報告をなさしめ若くは帳簿その他の書類を提出せしめ又は所部の官吏をして事業の狀況ならびに會計及び財產の實況を檢査せしむることを得

第廿五條　交通部大臣は命令の定むるところにより本法に規定する職權の一部を省長、特別市長、首都警察總監及び哈爾濱警察廳長に委任することを得

第廿六條　國に於て經營する自動車運輸事業については第一條、第二條、第四條及第十九條（會計に關する規定を除く）の規定に限り本法を適用す

國に於て自動車運輸事業を經營せんとするときは當該官廳は運賃その他に關する事業計畫を定め交通部大臣に協議すべし

國において自動車運輸事業を經營したるためこれと路線を共通にする自動車運輸事業者がその區間につき事業を繼續すること能はざるによりその事業を廢止したる時または著しく收益を減少するに至りたる時は政府は勅令の定むるところによりその事業者の受けたる損失を補償することを得殘存路線のみにつき事業を繼續すること能はざるに至りたる時また同じ

第廿七條　自動車運輸事業以外の自動車による運送事業に關する規定は交通部大臣之を定む

第廿八條　特許を受けずして自動車運輸事業を經營したる者は千圓以下の罰金に處す

第廿九條　特許を受けずして自動車運輸事業の經營を他人に委託したる者は五百圓以下の罰金に處す、委託を受けたる者亦同じ

第卅條　左の各號の一に該當する自動車運輸事業者は三百圓以下の罰金に處す

一、本法又は本法に基きて發する命令により許可又は認可を受けてなすべき事項をこれを受けずしてなしたるとき

二、本法に基きてなす命令又は特許、許可若くは認可に附したる條件に違反したるとき

三、本法又は本法に基きて發する命令によりてなすべき屆出、報告その他書類圖面の提出若くは調製を怠り又は虛僞の屆出報告若くは記載をなしたるとき

四、第二十四條の規定による檢査を阻障したるとき

第卅一條　自動車運輸事業者の使用人其の他の從業員其の業務に關し本法の罰則に觸るる行爲をなしたるときは該行爲者を罰するのほかその本人をも處罰す

但しその本人禁治產者又は營業に關し成年者と同一の能力を有せざる未成年者なるときはその法定代理人を處罰す

第卅二條　法人の使用人その他の從業員該法人の業務に關し本法の罰則に觸るゝ行爲をなしたるときは該行爲者を罰するの外役員又は業務を執行する社員をも處罰す

法人の役員又は業務を執行する社員前項の行爲を爲したるときはその役員又は社員を處罰す

第卅三條　第卅一條及び前條第一項の場合に於て處罰を受くべき本人若しくは法定代理人、役員又は社員が當該違反行爲を防止する途なかりしことを證明したるときは之を罰せず

第卅四條　第廿八條乃至第卅條の規定は公共團體が自動車運輸事業を營む場合には之を適用せず

（附　則）

本法施行の期日は勅令をもつて之を定む

本法施行前なしたる特許、許可または認可その他の處分にして本法中これに相當する規定あるものは本法によりてこれをなしたるものと看做す、但しその特許、許可その他の處分に附したる條件にして本法に牴觸するものはその效力を失ふ

前項の規定による特許の有効期間は本法施行前なしたる特許の時より五年とす

商況欄（三月十日）後場

株式相場

●上海標金　前引　二三三、二

●上海爲替

日本向　第一回　賣　一〇四、八七五　買　一〇五、一二五

倫敦向　第一回　賣　一志二片一六分五　買　一六分二

紐育向　第一回　賣　二九弗一八分七　買　一八分三

▲大連株式（短期）

銘柄	寄	引
五品	一六、六〇	—
豆新	三三、七〇	—
東新	二六、九〇	—
滿鐵	六二、〇〇	—
同新	四八、六〇	—
日產	八七、一〇	—
鐘新	二三四、五〇	—

奉天株式（短期）

銘柄	寄	引
滿取	一五五、九〇	一五五、九〇
東新	八七、五〇	八七、一〇
日產	二三三、五〇	二三三、五〇
鐘新	一六、一〇	—
五品	三三、六〇	—
豆新	六〇、八〇	—
滿鐵新	四八、七〇	—
同新	三四、七〇	—
電甲	三四、八〇	—
滿毛	七二、五〇	—
日魯	—	—

鮮魚小賣相場（十日）百匁に付

品名	最高	最低
活小鯛	一五六	九六
氷コ鯛	六七	四三
中ヌ鯛	六六	三
チマ鯛	四三	四
アワ鯛	三七	三
エエ鯛	一〇	二〇
中マビ	…	…
小ナ	…	…
サラ	…	…
鯖	二九	一六
赤ムツ	二二	二五
メバル	…	…
アブラメ	…	…
鰌	…	…
蛸	二一	一八
飯蛸	三六	三
シラメ	二八	三
星カレイ	…	…
目高カレイ	…	…
鰯 カナガシラ	…	…

けふの天氣　西の風時々曇り
日の出　前七時
日の入　後六時三九分
月の出　前五時四三分
月の入　後五時四四分
きのふの氣溫　最高　零下一度　最低　零下三度

馬事振興に關する 軍政部訓令（上）

軍政部では國防、産業に至大の關係ある馬事振興に多大の關心を拂ひつゝあるが、今回左の如く馬事振興に關する件を軍政部訓令を以て公布した

わが國古來馬事をもつて著聞す、蓋し自然の素地豐にして牛人の風尚之に適するものあるに因る、然れども科學的智識未だ普からずして産馬の能力漸下し馬疫瀰漫し事業の基礎また不安なる缺陷あり、加之近年馬數の減少著しきものありて産業に累すること多く今において革新振作を爲すに非ざれば遂に國運の進展に伴ふ能はざるものあるを惧る、政府爰に馬政施設を創め事業緒に就けりと雖も尚その一部に止まり之が完備は後年に期す可きもの多く到底之をもつて安如たることを得ず、惟ふに馬事は官民一途に協力し務むるに年月をもつてして始めて興隆を期す可きは列強の先蹤歴々、これを證するところなり、故に政府はこれが方針を定むるに隨つて開示し、もつて嚮ふところ明にするに努むと雖も國內の實勢未だ精細ならざる點あるに鑑み亘細の計畫に關しては更に他日を期せざるを得ず、唯早急爲すべき要務について玆に準據を示し、擧國の協力を求めもつて斯業の覺醒振起を促すところあらむとす、職を馬事に奉ずる者深く思ひを玆に致し克く當行者の誤解を根絶して提撕扶育を加へ上下響應切々實行に努め以て先人の遺風を顯揚し國運の進展に資せん事を要す

第一 馬質を改良すべし

國産馬は强健にして粗遇激役に堪ゆる美點を有す、故に改良の要諦は此の美點を保存して能力を增大することに存す、産馬の改良は數十年の長きに亘り一貫不動の方針に遵由し國內各般の施設相響應して始めて成功し得可きものに屬す、當事者須く堅忍努力し特に左の諸件に留意し將來の大成を期せざる可からず

一、改良方針

改良方針の大綱となる可き事項左の如し

型格

現在の大型馬はこれを基礎とし强力なる優良馬を生産す

他の多數の格馬はこれを一四五米程度の體高に高上せしむ、但し體高に伴ふ充分なる體幅および筋骨を有せしむるものとす

種類

アラブおよびサングロノルマン系種牡馬を供用す

二、種牡馬の整備および牡馬の保留

國內所要種牡馬の半は計畫に基き漸をもて政府これを準備しその內約半數はこれを國立種馬場に繋養し他はこれを各地方に貸付する方針なり、故にその整備後においても國內所要の半は地方團體の管理馬および私有馬に俟たざるべからず

各種牡馬の資質をして改良の方針に合致する良馬たらしむること及良牡馬を保留することは改良並びに增殖事業の原動力を形成する所以なり、故に漸をもつて現在する種牡馬の淘汰をおこなふ可くこれが爲取締法規を定むるに至る可きも各地方は進んで良牡馬の整備に努めこれに伴ひ不良牡馬の排除を圖ると共に良牡馬の管外流出を防止すべし

三、管理飼育の合理化

馬質の改良に因りて飼育管理上困難を來すものに非ざれども現時行はるゝ馬の管理飼育法は之を改善しもつて馬の改良を促進するを要す殊に左記事項に留意すべし

（一）飼料の給與

有效なる飼料の給與に付留意す可く殊に壯齡勞役に服する馬に對しては之に適應する良草および穀飼を給與するに非ざれば如何なる名馬と雖もその能力を維持し難きこと疑ふの餘地なき事に屬す

（二）裝蹄の改善

現在國內に行はるゝ裝蹄の多くは專ら簡易を求めて馬の生理を顧みざる不合理のものに屬し、蹄の機能を妨ぐるのみならず、馬の利用上最も貴重なる肢脚の要部を傷害し數年ならずして跛行廢用に陥らしむる主因となりたるものとす、須く迅速に關係者の技術を向上せしめ改善を圖るべし

第二 大に馬數を增殖すべし

役馬の不足を補ひ且つ今後躍進す可き國防、農産業および交通上役馬の需要に備へむが爲有ゆる手段施設を講じ馬數の急增を必要とす、これが爲左に付特に留意努力を要す

一、蕃殖の勵行

凡そ生産に耐ふ可き牡馬の連年これを蕃殖に供せしむべし、これ馬數增加の直接手段たるのみならず産馬經濟を有利ならしむる途なり、改良および防疫の方針にあらざる限り種牡馬亦蕃殖に付最大活動をなさしむるを要す

二、輸出および屠殺の制限

馬の輸出はこれを制限する方針に付可成國內に保留する如く、屠殺は眞に廢用に陥りたるものゝみに止むる如く勸奬するを要す

戰捷の感激も新たに 輝く陸軍記念日
＝奉天の盛大な行事＝

【奉天國通】明治卅八年三月十日、戰捷に輝くわが軍が歩武堂々奉天城に入城してより星霜流れて早くも卅二年、耀く日本の足音も高らかに奉天全市は擧げてこの陸軍記念日を祝福した、この日奉天全市は國旗の氾濫、萬歳の怒濤に覆ひつくされ、昔日の感慨も新たに招魂祭、閲兵分列式、記念祝賀會、記念演藝大會等到るところ記念行事に終日を過ごし、非常時日本に處するわれらの覺悟を一層深めた

戰歿露人勇士の英靈を弔ふ

陸軍記念日に當り奉天白系露人事務局員および退役ロシヤ軍人一同は忠靈塔における臨時招魂祭に參列、戰歿日本勇士の英靈に心からの祈りを捧げたが、一方日本側においても各機關代表者が午後一時商埠地のロシヤ寺院に赴き戰歿露人勇士の靈を懇ろに弔ひ日本武士道のゆかしい一面を示し在奉外國人に多大の感銘を與へた

軍國の春讃へ 壯觀な大閲兵分列式

軍國日本の意氣高らかに光輝ある第卅二回陸軍記念日を迎へ當地奉天では〇〇部隊本部主催の下に午前十時より約一時間半にわたり、壯快無比の一大閲兵分列式が擧行された參加部隊は在奉日滿軍隊聯合防護團、特殊防護團、在郷軍人學生生徒等總數四千名余、定刻十時馬上豐かに幕僚を從へた閲兵視閲官〇〇部隊長は千代田通より平安通にかけて整然と堵列する參加〇〇隊を順次視閲、終つて千代田通忠靈塔前における分列式に移る、第一軍管區軍樂隊の勇ましい行進曲吹奏裡に歩武堂々行進する壯觀さは正に軍國日本の縮圖であるかくて十一時卅分この意義ある、閲兵分列式を終了した

東京博に 滿洲國軍の裝身具を出品

【奉天國通】滿洲國軍政部では來る四月一日より東京において開催される管の博覽會に種々の資料を以て滿洲國軍躍進の姿を一般に紹介することゝなつたが、奉天よりは奉天被服廠で製作された將校兵士の通常服、帽子、軍刀その他國軍の用ゆる裝身具および東邊道討伐の際鹵獲せる匪賊の大砲、銃、旗、槍あるひは東邊道で撮影せるフヰルム等を送ることゝなつた

射殺匪數 二千百五十八
二月中第一軍管區の討匪效果

【奉天國通】東邊道北部地域における第一軍管區管下の討匪工作はいまやその最高潮に達し、各討伐隊はいまだ消へやらぬ白雪をふんで連日連夜狹くましい奮闘を續け大小各種匪團はいづれも僻地に追ひ詰められからうじて露命をつないでゐる有樣であるが、同軍管區管下の二月中討伐效果をみるに戰鬪回數五十回、射殺匪數實に二千百五十八名この間における國軍の戰死者三十三名、負傷四十名で赫々たる武勳の跡を物語つてゐる

奉天、安東間の
電信電話無裝架ケーブル完成
三月十日より通話開始

【奉天國通】日滿通信界に一大エポックを劃すべき奉天―安東間二百八十四粁の電信電話無裝架ケーブルは、電々會社の手により三百廿餘萬圓の巨費と約二年に亘る難工事の末いよいよこの程竣工をみるに至り、三月十日陸軍記念日の佳節をトし、一般に利用さるゝことゝなつたが、これに先だち九日午後八時半より電々會社と朝鮮遞信局との間に歷史的試驗通話が行はれたまづ八時半電々中田技術部長が各中繼所に向つて挨拶をなしたのち中繼所を代表して澤田奉天管理局長が答辭を述べ續いて新京にある山內電々總裁と京城の井上朝鮮遞信局長との間に日滿兩國をつなぐ記念すべき第一聲を交驩、ついで王奉天市長と甘蔗京城府尹宇佐美奉天總領事と朝鮮總督府相川外事課長、石田奉天商議會頭と賀田京城商議會頭、關部部隊本部參謀と朝鮮軍參謀長代理との間にそれぞれ受話器を通じて祝辭を交驩、最後に奉天小南邊門外にある奉天中繼所に集つた在奉新聞記者團と京城記者團との間に喜びの言葉を交驩、かくて十時好成績裡にこの意義ある試驗通話を終了した

社、國線鐵道 運輸收入 二月末現在

【奉天國通】總局本年度社、國線鐵道運輸收入二月末現在累計は二億二千七百四十七萬二千五百八十八圓で、社線一億一千九百一萬九千四百四十七圓、國線一億九百四十五萬三千百四十八圓となつて居り本年の營業狀況より推測し本年度總收入は社線一億二千八百萬圓、國線一億千八百萬圓に達するものと豫想されるが十一年度豫算營業收入豫算に比し社線八百萬圓、國線百萬圓計九百萬圓程度の減收は確實となつた、二月末現在社、國線別鐵道收入は左の通り

項目	線別	數
旅客乘車人員	社線	[illegible]人
	國線	[illegible]
旅客收入	社線	[illegible]圓
	國線	[illegible]
貨物輸送高	社線	[illegible]
	國線	[illegible]
貨物收入	社線	[illegible]
	國線	[illegible]
旅館其他雜收入	社線	[illegible]
	國線	[illegible]
收入總計	社線	[illegible]圓
	國線	[illegible]
	計	[illegible]

といふ成績を示してゐる、注目すべきは昨年同期に比し國鐵が旅客貨物收入ともに激增してゐるに對し、社線旅客貨物收入はいづれも減收を示し殊に貨物輸送量ならびに收入の激減が目立つてゐるのは北鮮三港經由特産輸出の進展により社線輸送特産の減少を齎した結果とみられ、將來の北滿特産輸送經路を暗示してゐる

龍江省警務指導官 會議第二日

【齊々哈爾國通】警務指導官會議第二日は九日午前九時より省公署會議室に開催午前は前日に引續き保安、衞生、特務に關し省側より指示ならびに注意あつて正午一旦休憩、午後は田中憲兵隊長の防諜に關する訓話あり、さらに防諜特務その他各項目につき指導の質疑、希望に對し應答あつて同四時閉會した

日滿製粉愈よ 齊々哈爾に進出

【齊々哈爾國通】哈爾濱に本社を有する日滿製粉會社はかねて齊々哈爾への進出を企圖して計畫中であつたが、この程豫算五十萬圓を投じ齊々哈爾驛東方に二萬四千平方米の敷地を擇び工場を新設するに決定、解氷と同時に着工し、今秋就業の運びとなつた、同工場の日産能力は三千袋、これがため同社中津專務は八日在齊々哈爾日滿關係機關を訪問、挨拶旁々諒解を求めるところあつた

軍事費の一部へ ポンと二萬圓
―安東の劉雍濤氏美擧―

【安東國通】最近滿人間に國防軍事思想が昂まりつゝあるが折柄安東滿人街の書館長鹽山の經營者劉雍濤氏は八日安東警備司令部を訪問、軍事費の一部に使用して下さいと金二萬圓を差出した、警備司令部では同氏の奇篤な行爲に感激してゐる

郵政振替法 十一日公布さる

滿洲國郵政振替は昨年十二月滿日振替實施と共に交通部において日本國郵便振替貯金制度に則り暫行郵政振替儲金規則を制定し、取敢へず業務を開始したが本制度はその基本的權義關係よりして法律を以て制定する必要あり十一日附く政府公報をもつて大要左の如く郵政振替法を公布し、五月一日より實施することになつた

第一條　滿洲國日本國間郵便業務に關する條約に基き本邦と日本國との間に交換する郵政振替はこれを滿日郵政振替と稱す

第二條　滿日郵政振替は兩國の郵政振替業務を通じて左の取扱を爲すものとす

一、兩國の一方の加入者又はその他の者より現金又は所定の證券による拂込を他方の國の指定加入者の口座に受入れること

二、兩國の一方の加入者の請求により他方の國の加入者の口座相互間において金錢の振替をなすこと

三、兩國の一方の加入者の請求によりその口座の金錢を拂出しこれを他方の國の指定受取人に拂渡をなすこと

第三條　兩國の一方に在住する者は他方の國內郵政振替に加入することを得

第四、五、六、七、八條略

第九條　滿日郵政振替の受拂に對しては左の區別により料金を徵收す

一、拂込に對しては一口の金高に應じ左の割合により料金を拂込みの際郵便切手をもつて當該拂込人より徵收す

金高	料金
一圓（國幣）迄	二分
五圓（同）迄	四分
十圓（同）迄	六分
五十圓（同）迄	八分
百圓（同）迄	一角
五百圓（同）迄	一角五分
千圓（同）迄	二角

一千圓を超ゆるときはその超過額千圓迄每に五分を加徵す

二、口座振替によるときはその拂出しをなしたるときはその拂出口につき四分の料金を拂出の際當該加入者の口座より控除徵收す

三、現金拂渡の爲にする拂出に對しては一口の金高に應じ左の割合による料金を拂出の際當該加入者の口座より控除徵收す

金高	料金
五圓（國幣）迄	五分
十圓（同）	一角
五十圓（同）	一角五分
百圓（同）	二角
二百圓（同）	二角五分
三百圓（同）	三角
四百圓（同）	三角五分
五百圓（同）	四角
六百圓（同）	四角五分
八百圓（同）	五角
千圓（同）	五角五分

第十條　兩國の一方の加入者は他方の國の一郵局を指定し豫め所屬口座所管廳の承認を受けこれを本人受拂郵局所となすことを得

第十一條　兩國の一方の加入者は他方の國の郵局口座所管廳の承認を受けこれを同郵局所となす事を得

第十二條　國內郵政振替口座加入者負擔の拂込料金加入者負擔の承認を受けたる加入者の口座に對しその專用に係る拂込書により拂込ありたるときはその拂込料金は當該加入者の口座より控除徵收す

第十三條　日本國郵政振替業務に定むる拂込料金加入者負擔の旨を表示したる加入者專用拂込書用紙により拂込を爲す者あるときはその拂込人より拂込料金を徵收せず

第十四、五、六、七、八、九、二十條略

（附則）

本令は康德四年五月一日より之を施行す

郵政爲替、儲金、振替法

郵政爲替、儲金、振替の三法は十一日公布されたが條文左の通り

△郵政爲替法

第一條　郵政爲替とは差出人の請求により郵政官署において金錢の受入を爲し爲替證書を發行しこれにより受取人に爲替金の拂渡を爲すものを謂ふ

第二條　郵政爲替は通常爲替電信爲替及び小爲替の三種とす

第三條　通常爲替證書及び小爲替證書は振出郵政官署において發行し命令を以て定むる場合を除くのほか差出人においてこれを其の受取人に送達す、電信爲替證書は命令を以て定むる場合を除くのほか拂渡郵政官署において發行しこれを其の受取人に送達す

第四條　爲替證書の有效期間は其の發行の日より六十日とす

前項の期間は命令の定むるところによりこれを延長することを得

第五條　郵政爲替の金額の制限及郵政爲替に關する料金は命令を以て之を定む

第六條　郵政爲替に關する料金は命令を以て定むる場合を除くの外郵便切手を以てこれを納付すべし

第七條　郵政爲替に關する既納及過納の料金は命令を以て定むる場合を除くの外これを還付せず

第八條　郵政官署は命令の定むるところにより爲替金の拂渡を停延することを得

前項の規定により拂渡を停延したる日數は第四條の有效期間に算入せず

第九條　郵政爲替に關し行爲無能力者又は制限行爲能力者の郵政官署に對し爲したる行爲は行爲能力者の爲したるものと看做す

第十條　爲替證書はこれを讓渡することを得ず、但し命令を以て定むる場合はこの限りにあらず

第十一條　成規の手續を經て爲替金を拂渡したるときは正當の拂渡を爲したるものと看做す

第十二條　郵政官署は郵政爲替に關する取扱の遲延により生じたる損害につき賠償の責に任ぜず

第十三條　郵政官署は受取人の眞僞を調査する爲受取人をして必要なる證明を爲さしむることを得

第十四條　差出人は通常爲替及び電信爲替に對し爲替金の拂渡前に於て其の拂戻を請求することを得

第十五條　差出人は爲替金の拂渡前において其の拂戻を請求することを得

第十六條　爲替證書の有效期間を經過したるとき又は爲替證書を亡失毀損若くは汚斑したるときは差出人又は受取人において再度證書の交付を請求することを得

再度證書を發行したるときは原爲替證書はこれを無效とす

第十七條　爲替證書の有效期間滿了の日より三年間爲替金の拂戻又は再度證書交付の請求なきときは當該爲替に關し差出人及び受取人の有する權利は時效により消滅す

（附則）

本法は康德四年五月一日よりこれを施行す

本法施行前に發行したる爲替證書に關しては本法の規定を適用す但し其の爲替證書の有效期間は仍從前の例による

△郵政儲金法

第一條　郵政儲金とは郵政官署において金錢の預入を受けこれに對し複利計算により利子を付するものを謂ふ

第二條　郵政儲金の預入は命令を以て定むる場合を除くのほか儲金通帳によりこれを爲すものとす

第三條　儲金通帳は命令を以て定むる場合を除くのほか一人につき一冊を限りとす

第四條　儲金通帳一冊の儲金總額は三千圓を限りとす、但し公共團體、社寺、學校其の他營利を目的とせざる法人又は團體の預入金につきては此の限りにあらず

第五條　郵政儲金一度の預入額は一角以上とし、分位未滿の端數を附することを得ず

第六條　儲金切手は金錢に代へこれを郵政儲金に預入することを得

第七條　郵政儲金の利子に關する事項は勅令を以て之を定む

第八條　郵政儲金の拂戻は命令を以て定むる場合を除くのほか拂戻證書によりこれを爲すものとす

前項の拂戻證書の有效期間は其の發行の日より六十日とす

前項の期間は命令の定むるところによりこれを延長することを得

第九條　預け人は左の取扱を請求することを得

一、儲金の一部を以て國債證券其の他の證券を購入しこれを保管すること

二、所持に係る國債證券其の他の證券を保管すること

三、前二號により保管する證券を賣却すること

前項の證券の種類は命令を以てこれを定む

第十條　無能力者又は制限行爲能力者の郵政官署に對し爲したる行爲は能力者の爲したるものと看做す

第十一條　郵政儲金に關する權利又は保管に係る證券はこれを讓渡することを得ず但し命令を以て定むる場合はこの限りにあらず

第十二條　成規の手續を經て郵政儲金拂戻し又は保管に係る證券を交付したるときは正當の拂戻又は交付を爲したるものと看做す

第十三條　郵政官署は郵政儲金又は保管に係る證券に關する取扱の遲延により生じたる損害につき賠償の責に任ぜず

第十四條　郵政官署は預け人の眞僞を調査する爲預け人をして必要なる證明を爲さしむることを得

第十五條　郵政官署は必要なる場合において儲金通帳を檢閲することを得

第十六條　儲金通帳又は拂戻證書を亡失、毀損若くは汚斑したるときは預け人において再度通帳又は再度證書の交付を請求することを得、拂戻證書の有效期間を經過したるとき又同じ

再度通帳又は再度證書を發行したるときは原儲金通帳又は原拂戻證書はこれを無效とす

第十七條　拂戻證書の有效期間終了の日より三年間再度證書交付の請求なきときは其の拂戻金を取受るべき權利は時效により消滅す

第十八條　預け人にして十年間左の各項の一つに該當する請求を爲さゞるときは郵政官署は其の預け人に對し儲金通帳を提出すべき旨を催告す

一、預入又は拂戻

二、利子記入、現在高證明又は檢閲

三、證券の購入、保管、交付又は賣却

前項の催告を發したる日より六十日內に通帳を提出せざるときは當該儲金に對しその拂戻請求ありたるものと看做しその拂戻金及び證券は仍十年間これを郵政官署において保管す

一定の期間拂戻を爲さゞる條件を以て預入したる郵政儲金にありてはその期間は第一項の期間に算入せず

第十九條　預け人前條第二項の保管期間內に還付の請求を爲さゞるときは當該拂戻金及證券は國庫に歸屬す

（附則）

本法は康德四年五月一日よりこれを施行す

本法施行前に預入したる郵政儲金に關しては本法の規定を適用す

本法施行前に發行したる拂戻證書にして有效期間を經過したるものゝ時效期間は本法施行の日より三年とす

△郵政振替法

第一條　郵政振替とは郵政官署において左の取扱をなすものを謂ふ

一、加入者又はその他の者の請求によりその拂込みたる金錢を指定加入者の口座に受入るゝこと

二、加入者の請求によりその口座より指定加入者の口座に金錢の振替をなすこと

三、加入者の請求によりその口座より金錢を拂出しこれを本人又は指定受取人に拂渡をなすこと

第二條　郵政振替の加入は郵政官署の承認によるものとす

第三條　命令をもつて定むる證券は金錢に代へこれを[illegible]ことを得

第四條　郵政振替の拂出金額の制限及び郵政振替に關する料金は命令をもつてこれを定む

第五條　振替口座に現存する金錢には利子を附す、但し十萬圓を超ゆるものにありてはその超過額に利子を附せず

利子に關する事項は命令をもつて之を定む

第六條　郵政振替に關する既納および過納の料金は命令をもつて定むる場合を除くの外これを還付せず

第七條　郵政振替の拂出は命令をもつて定むる場合を除くの外拂出證書によりこれをなすものとす

拂出證書の有效期間はその發行の日より六十日とす

前項の期間は命令の定むるところによりこれを延長することを得

第八條　郵政官署は命令の定むるところにより拂出金の拂渡を停延することを得

前項の規定により拂渡を停延したる日數は前條の效期間に算入せず

第九條　郵政振替の拂込人は郵政官署の拂込金口座受入手續終了前に限りその拂込の取消を請求することを得

第十條　加入者は郵政官署の口座相互間における金錢振替手續終了前に限りその振替を請求することを得

第十一條　加入者は拂出證書による拂出金の拂渡前に限り拂渡停止または拂出取消を請求することを得

第十二條　郵政振替に關し行爲無能力者または制限行爲能力者の郵政官署に對し爲したる行爲は行爲能力者のなしたるものと看做す

第十三條　振替口座は郵政官署の承認を受くるに非ざれば之を讓渡する事を得ず

讓渡を受けたる者は當該口座に關し讓渡人の有する權利義務を承繼す

第十四條　郵政振替の拂出證書はこれを讓渡することを得ず、但し命令をもつて定むる場合はこの限りにあらず

第十五條　成規の手續きを經て拂出金を拂渡したるときは正當の拂渡をなしたるものと看做す

第十六條　郵政官署は郵政振替に關する取扱の遲延により生じたる損害につき賠償の責に任ぜず

第十七條　郵政官署は受取人の眞僞を調査するため受取人をして必要なる證明をなさしむることを得

第十八條　拂出證書の有效期間を經過したるとき又拂出證書を亡失、毀損若くは汚斑したるときは加入者又は受取人において再度證書の交付を請求することを得

再度證書を發行したるときは原拂出證書はこれを無效とす

第十九條　拂出證書の有效期間滿了の日より三年間再度證書交付又は拂出取消の請求なき時は加入者または受取人の拂出金を受取るべき權利は時效により消滅す

第廿條　同一口座に對し十年間拂込、振替または拂出の請求なきときは郵政官署は當該加入者に對し脫退請求その他口座の處分をなすべき旨を催告す

前項の催告を發したる日より六十日內に口座の處分を申出ざるときは當該加入者を除名す

前項の規定により除名したる口座に現存する金錢は國庫に歸屬す

（附則）

本法は康德四年五月一日よりこれを施行す

本法施行前加入したる郵政振替に關しては本法の規定を適用す

本法施行前に發行したる拂出證書にして有效期間を經過したるものゝ時效期間は本法施行の日より三年とす

景勝の安東に 國立公園設立を計劃
＝安東觀光協會より建議＝

【安東國通】櫻の鎭江山、紅葉の鳳凰山をはじめ五龍背溫泉、高麗城趾、鴨綠江の流等を中心に全滿に誇る觀光地帶をもつ安東觀光協會では、この安鳳地區一帶の國立公園化を目標に具體計畫をすゝめてゐるが、十日森會長の名をもつて國務總理をはじめ各部大臣、總務廳長宛に國立公園設定の請願文に觀光協會で作成した「滿洲國々立公園設定の急務」といふパンフレットを添へて發送してその實現を促進することになつた

家庭

カメラファンの活躍期 三月の被寫體
初心者の撮し方注意

春

漸く 春らしくなつて來ました。大氣中の紫外線量を一月中の平均が一・七とすればこの三月は平均四・五といつたやうに急激に增加し、光線が非常に強くなつてゐます今まで光線不足のため押入れの隅でなげいてゐたベスタンの暗いレンズでも十二分に働くことが出來ます。こゝに一般カメラマンの活躍時期がいよいよ到來したわけです。さて、相當技術の進んだものは別として、初心のものはこの活躍期にのぞんでどんな注意をしたらよいだらうか、三月の被寫體としては、彼岸を中心として早春の田園風景、オーバーを脫ぎ捨てた都會の街頭スナップ、輕い氣分のポートレート、溫室のカーネーシヨンやチユーリツプその他いろいろの花類、名殘りのスキーといつたものが數へられます。そこでこの

捉へ 方ですが、被寫體に對する一般觀念としては、從來誰もかれもが、やつたやうな手法から逃げて新しい角度からの撮影をすることがまづ必要だといふことです。そのためには相當勇敢にやつてよい、そこに寫眞としての新鮮味もあり、本當の興味も存してゐるものと考へられます。田園の早春風景といつたやうな、やゝ古めかしいものなどには、一層この心構へが大事です。人物撮影はオーバーを脫いだ輕やかな春陽を浴びたやうな氣分のものをのぞみたい、さういふものの實感は今が本當に

描寫 し得られる時だと思ひます。何れにしても自然の形を寫すことが最近の人物撮影として非常に注意されてゐます。つぎに溫室の花に對してはパンクロ乾板を使用しますと一層よいものが期待されます。次にヒルターについて申しますと、全整色性のものを使用した場合、近距離の撮影ではヒルターなしでも大體眼で見た感じのものが得られることに良質でないヒルターを使用した寫眞に比べると、全整色で、ヒルターなしの方がよい場合があります。特にあとから引伸ばしを必要とする小型カメラではこれが物をいひますが、しかし

最上 の結果を得るためには、それぞれ適當なヒルターを用ひて整色撮影することがよいことです。最近のパンクロは肉眼の色に對する感度と一致したものが標準で、オルソパンクロと稱してゐますが、これに對する常用ヒルターは非常に淡い黃色または黃綠色、で十中八、九まではこれで効果をあぐることが出來ます

溫度・濕度・風
風邪除けにこの調節が大切

私共が感ずる快感度の程度、寒いとか暖かいとかの感じは、溫度が主な條件ではあるが、その外に濕度に劣らず、或はそれ以上に影響を與へるものがある。それは濕度と風速、(氣動)とで、この

三つの組合せ が適當にゆかない場合は快感が損ぜられる。尚近頃では、空氣のイオン說(空氣の中に正負のイオンがあるといふ說)などが唱えられてゐるが、これはまだ十分確立されたものではない。

元來日本の多くは、溫度も濕度も低いため、より以上に冷たさを感ずる。それで煖房によつて溫度を上げようとすると濕度がますます下つて風邪の原因を作つたりする。で一般家庭では煖房の上に小さい湯沸しなどをのせて水蒸氣を立たせたりしてゐるが

この位の事で は空氣の乾燥

……して居る時に十分滿足とはいへないし、その上室内が閉め切つてあるから換氣を完全に行ふことも出來ない。從つて溫、濕度並に風速の分布が非常に不均一で、ある部分は非常に暖かく、寧ろ蒸し熱さを感じさせるが、或る場所は寒いといふことが屢々實感される、それなら私共が氣持ちの良い濕、溫度はどの位かといふとこれは建物種類とかによつて違つて來る、

仕事の種類等

例へば病室の場合、一般事務室の場合また劇務に從事する人とぢつと机に向つて仕事する人の場合といふ風に一定しないが、大體室内の溫度は輕い仕事をする室内では攝氏十七、八度(華氏六十五度内外)濕度は六十八パーセント内外といふのが標準とされてゐる。近頃出來るビルデイングや大會社には、これらの設備が大分完全に設けられて來たが、小事務所とか一般家庭では、大袈裟の設備は不可能だから

從來の方法で あるところの湯わかしや洗面器等により湯をもつて十分に水蒸氣も立たせるのがよい。しかし、この場合注意しなければならないことは夜寢についてから火が消えて、湯氣が立たなくなつてしまはないことである。夜中に煖房の火が消えると却つて寒冷を增して、寧ろ初めからさうしたことをやらなかつた方がよかつたといふやうな惡い結果になる又相當の建築場で、相當の廣さを持つた事務室では、適當な給溫設備を設けて、溫度の低下を防ぐといふことが、寒さを防ぐためにも、風邪を引かぬためにも大切です。

△高知縣の國幣中社土佐神社で齋龍祭
△尾張墨俣川で源平戰ふ(治承四年)
△武田勝賴一族天目山に亡ぶ(天正十年)
△岩倉具視ドイツを訪問ビスマークと會見(明治六年)
△世界大戰中ドイツ軍毒ガス彈を放つ(西曆一九一八年)

季節の風味を盛つて おだんご三種
陽春の郊外遊行に如何です

雛の節句がすんでお彼岸近くなると急に春らしくなります。やがてお花見に、郊外散步に麗らかな陽光を浴びて一家揃つて出掛ける頃になりますが、そんな時のお辨當に、又お家で頂いてもお子さん方に喜ばれる季節のおだんごの作り方を東京製菓學校講師大戶德士氏に伺つてみました。

(一)花見だんご

材料　上新粉(米の粉)百匁、砂糖百匁、水約二合五勺、色素赤、黃、靑

使用道具　七輪、ごはん蒸し器、捏鉢、布巾、作業板杓子

作り方　先づ捏鉢を用意して此の中に上新粉(米の粉)を入れ砂糖を入れて分量の水を徐々に入れ節に成らぬ樣杓子にて攪し乍ら捏付け充分混りましたれば、次に七輪にごはん蒸し器を掛け此の中に布巾を敷き「此の布巾はごはん蒸器の外迄出る位な大きさを使用する事」蒸氣が上りましたれば前捏付けました材料を薄く一皮流し込み糊狀に蒸されましたら殘りの全額を入れ玉にならぬ樣充分に蒸します。蒸し上げましたら作業板の上に取り出し兩手で早く練り、此れを三ツに分けて薄赤色と薄靑色に染め都合、赤、靑、白の三色に成し、手水を使ひ乍ら充分練りて此れを一錢銅貨位に切り丸めて後楊枝に色取り良く差し、三四月頃のお花見に又はおやつに御作りなさゐますとオツなものです。尙此れを寒天半本を水二合で火にかけ溶き、砂糖三十匁入れて煮立て火より下ろして此の「錦玉」で天婦羅にして後お召し上りに成ると一層味覺の有るものです。

二、若菜餅

右の材料にホウレン草又は菊菜か三つ葉なんでもよろしく有り合せの靑物を適宜に細く切りて混ぜ(適宜の靑色が付く程度に入れ)少量の黃色にて着色して前同樣に蒸し充分蒸せましたら作業板の上に取り出して手水を付け乍ら手早く充分に練り此れを七八匁位に切り別に餡を用意して置き此の餡を六七匁の玉に成し包んで好の型に仕上げ茶果に又はおやつに召し上ります

三、華餅

右の材料に新粉、蓬を少量重曹にて軟かく焚き、細く切つて入れ前同樣に蒸し若菜餅と同方法に餡を包んで好の型に仕上げます尙(一)の錦玉天にて最後に仕上げると美しくて味覺をそそるものです。

春の洋裝
スタイリッシュな着方

春の洋裝の根本は形の良いものを出來るだけ薄く着る事です。

シユミズ は洗濯のきく薄手のもので、普通には、綿製ゴム織の物、上等の物にはデシン・セラニーズ(艶消人絹)等が主となります。出來るだけ身體につきコルセットの下からあまり出ないものをお選び下さい。絹物としては絹のトリコット(編地)クレープデシン、サテン等で、レース、緣飾り、穴飾りを施したものがよろしいと思ひます。

ブラジーア 「乳押へ」と云ふ意味を取違へて扁平な胸を考へないで頂き度いのです。形は深目であつた方が上からのぞく憂ひをなくします。生地は不二絹、ポプリンからネット、トリコット、レースに至る迄その時の洋服に合ふ樣お選び下さい。

コルセット 選ぶのに必要な點は中胴に皺のあきのない事、腰まはりに皺の出來ない事、坐つても邪魔にならぬ事、坐つてから形の崩れない事、沓下吊りの長さ位置、方向等であります。品質で新しい物としてはラステツクス製があります。

ブルーマース・パンテイ 短かいショーツ又はその上に不二絹、人絹、セラニース、デシン等のパンテイ、ステップイン等をお召しになつた方が腰まはりをスッキリと見せる事が出來ます。

スリツプ 運動の場合は裾の廣目のキヤラコ、ネンスーク、不二絹類がよろしく、通常には柔らかい不二絹、人絹、デシン類のすべりの良い物をお選び下さい。兩脇に生地の餘りのないタイトな長目のものが好ましく、肩吊の落ちないものがよろしい

松竹歌劇 女優の試驗
海水着一枚のピチピチした姿態で試驗官の前に立つた

松竹少女歌劇では六日午前十時から帝劇内教習所で入所試驗を行つた、應募者は何れも

…です。海外が上流社會の人々は表に木綿の服を着ても下には絹物の上等の下着を着て居ります。これでなくてはほんとうのスタイルを出す事は出來ません江戶ッ子が下着に金をかけたと云ふ事で一脈相通ずるものがあつて決して贅澤とのみ云へません。

風味のある かれひの磯揚げ

材料　かれひ一尾、海苔二枚半、人蔘三本、味淋七、八滴、鹽、片栗粉、味の素少々

作り方　かれひは三枚におろし其肉をこそげ取り之に味の素少々と味淋三滴と鹽でふり味をつけておく。人蔘は纖切としてフライパンに油少々入れこの中でいため、鹽で味をつけておく、海苔を炙り、かれひに鹽で下味をつけ、これを五分し其の一部を俎の上にせておく、先づ海苔一枚にかれひの肉を載せ、人蔘のいためしものをかれひの中央部に入れて卷き之を油で揚げ二つ切にして皿に盛つて出す

けふの番組
(M・T・C・Y 新京放送局) 十一日(木曜日)

朝

七、三〇 ラヂオ體操・入港船のお知らせ(大連)
七、五〇 中等滿洲語講座 講師 秩父固太郎
八、一五 氣象通報・朝の音樂(大連)
八、四五 建國體操(東京)
九、三〇 經濟市況(大連)
一〇、〇〇 家庭講座(大連) 物價騰貴と家庭經濟 大連市産業課長 丸山郁之助
一〇、二〇 料理獻立
一〇、三〇 家庭メモ
一〇、四〇 經濟市況(大連・新京)

晝

一一、三五 經濟市況(大連)
一一、四〇 經濟市況(東京)
一一、五九 時報(東京)
〇、〇五 晝の演藝(奉天) アコーデイオン合奏 アコーデイオン オリオン・アコーデイオンバンド
一、印度の唄 リムスキーコルサコフ作曲
二、古戰場の秋 成田爲三作曲
三、ニ調タンゴ アルベニッツ作曲
四、アコーデイオン獨奏
五、故郷の廢家 ウイルス・ハヤー作曲
六、靜かに行くアフトン河へ スピールマン作曲
〇、四〇 ニュース(東京・新京)
一、〇〇 經濟市況(大連・新京)
三、〇〇 經濟市況(大連・新京)
三、五〇 經濟市況(東京)

四、〇〇 ニュース(東京・新京)
四、三〇 經濟市況(大連・新京)
五、二〇 ニュース(鮮語) 講演(鮮語)

夜

普校卒業者の指導と新入兒童に對する注意 鄭桓篆
六、〇〇 子供の時間(東京) 童話劇 時計屋の店で 塚比呂志・作
六、一〇 コドモの新聞(東京) 新童話劇場 村岡花子
六、二五 講演(名古屋) 金魚の雌雄離別と產卵親魚の選定 增田冬輔
七、〇〇 ニュース(東京)
七、三〇 ニュース(東京) ニュース・告知事項・番組豫告(新京) 科學趣味講話(東京) 東京から觀た人間と生物 寺尾新
八、〇〇 映畫物語(東京) 緣結びの三五郎 川口松太郎原作 熊岡天童 伴奏指揮 大野壽一
八、三五 落語(東京) 素人芝居 春風亭柳枝
八、五五 チエロ獨奏(東京) モーリス・マルシャル ピアノ伴奏 ルネ・エルバン
九、三〇 時報・ニュース・告知事項・氣象通報・番組豫告(新京)
一〇、〇〇 傳說歌謠物語(大連) 夫婦島 物語 藤川夏子 獨唱 水登靑海 伴奏 藤井順子 作曲 村岡樂童 脚色並演出 由井克
一〇、三〇 北滿の時間(哈爾濱)

チエロ獨奏
後八・五五 東京より モーリス・マレシャル 伴奏 ルネ・エルバン

(一)

一、組曲 フランクール作曲
(イ)アダヂオ
(ロ)ガヴオット
(ハ)ジーグ
(ニ)ラルゴー
(ホ)アレグロヴイヴオ

フランソワ・フランクールは十八世紀のフランスの作曲家寶石のやうな小品集である。

二、二つの小曲 マレー作曲
(イ)やさしいうた
(ロ)小さな風車

アラン・マレーはフランクールより更に古い人、リユリーの時代である。これも可憐な小曲、共に標題がそれを證明するであらう。

(二)

一、アリオーソ バツハ作曲
ドイツの古典、莊重な氣分の音樂。

二、アレグロ ボツケリーニ作曲
これはイタリア古典、チエリストの好む快いしらべ。

(三)

一、詠唱と舞曲 ボロデイン作曲
歌劇「イゴール公」の中の美しい旋律と華やかな踊りの部分をチエロの曲に移したもの。

二、ゴエスカスの間奏曲 グラナドス作曲
スペインの鄕土色濃いグラナドスの歌劇「ゴエスカス」の間奏曲。チエロ曲として有名なものである。

三、ホタ ファリア作曲
ホタはスペイン舞曲の名、これは有名な歌曲をマレシャルがチエロにうたはすべく編んだもの。

四、黑ん坊の踊 キヤブレ作曲
キヤブレはフオーレやドビユツシーの影響をうけた作曲家黑ん坊の子供達の遊びをうつした輕快なリズムの音樂。

落語「素人芝居」
後八・三五(東京)　春風亭柳枝

ある店で素人芝居を一幕やらうといふことになつたが、毎年役不足でゴタゴタするので、番頭の發議で今年は籤引きで配役を決めることにする。ところが若旦那に鎌倉山の權平の役が當つてしまふが、この役は、突然縛られて首を斬られてしまふといふ恐ろしく氣の利かない役なので、若旦那の妻君が愚圖りだし、夫婦喧嘩にも及び兼ねない形勢なので、店の飯炊き權助に代役をさせることになる。さてその當日、權助いろいろのくすぐりやブチ壞しをするのでとうとう本當に縛られる。「さあ、何者に頼まれた。まつすぐに白狀しろ」「ハイ、番頭の吉兵衛さんに五十錢で頼まれました」

花形歌手 噂の噂

◇流行歌手の藤山一郎が、今盛んに乘廻してるオースチンは、ついこの間迄、末弘嚴太郎博士が自ら操縱してゐた車だが、博士がベルリンのオリムピックへ水上總監督として出かける時『自動車といふものは空家と同じで、住む人がないといたむものですお留守中僕が預りませう』と、妙な理窟をつけて一時預つたものださうだがさて博士が歸國しても、相變らず乘廻してゐる所を見ると、どうも[illegible]を借りて主家を取つたんぢやあないかと專らの評判

◇とに角花形歌手ともなればいろんな秘話で賑ふもので、それがまた、何ともいへぬ朗らかさを持つ、この藤山を初め、松平晃、三門順子、樋口靜雄、ディックミネ、豆千代、音丸、小林千代子、靜ときわ、松島詩子…と、素晴しい顏觸れを集めた講談倶樂部三月號の『花形歌手噂の噂』は、洵に輕妙を極めた名記事とあつて到る處で珍重がられてゐる

日・英・米で問題となつた演說

◇ドイツといへば直ぐヒットラーを思ふ、全くヒットラーは何といつても一番よくドイツを代表してゐる。ところがそのヒットラーよりももつと實質的に勢力を持つてゐる人物がある。ヤルマール・シャハトだ

◇彼は經濟大臣であり、ドイツ帝國銀行の總裁で、この人に對しては、流石のヒットラーでもどうすることも出來ないといはれてゐる。

◇このシャハト博士がこの程フランクフオルトで或る重大な演說をやつた。これは國内に對する、演說といふよりは寧ろ『ドイツに植民地を返還せよ』と訴へた大獅子吼で、近頃最も問題となり、英、米論壇を賑はしたものだが

◇これが今度「雄辯」三月號に發表され日本を引摑んだ大演說だけに非常な注目を牽いてゐる

文藝

戯曲（一幕）唯だ一つのもの（一）

白芙蓉

時　中秋の或る土曜日の晝過ぎ

場所　新京

人物　山上周造（建築請負業　登場せず）
田邊清五郎（周造の友人）
佐伯秋人（三十歳位、銀行員にして俳人）
周造妻靜子（三十歳位、俳人、美貌故、年よりは若く見ゆ）
其他、煉瓦屋、砂屋、木匠、郵便配達夫等

（周造の宅）

上手土間、應接間兼事務室とし、壁には滿洲國地圖、新京市街圖を貼り、大なる三角定木などを懸けてあり机三脚、机上には製圖の寫眞、諸帳簿、電話機、灰皿など亂雜に置き、入口片隅にはスコップ、鶴嘴、縄に絡げたる見本煉瓦等を置く硝子入の扉を隔てて外は往來上手二重屋體、居間兼寢室程よき處長火鉢を置き、簞笥、鏡臺、小さな書棚等然るべくあり、すべて建築請負業山上周造宅の體

靜子、外出せんとする處らしく、羽織を着、灰色のショールをだらりと提たまゝ事務室と居間との境の柱に凭れて居り滿人木匠、事務室に衝立ち、相對してゐる處で幕明く

靜子『没有と云つたら没有だよ、そんなに疑るなら上つて御覽よ』

木匠『金やらない、みんな遊ぶ、工事運れるばかり』

靜子『だから、掌櫃だつて今日の支拂日は知つてるんだから、もう現場へ廻つてるかも知れないよ、兎に角、私では解らないよ』

木匠『何日來ても掌櫃没有、私、困ります』

靜子『爾も困るか知らないけれど私だつて困るよ』

木匠、何か獨言きながら扉を押して退場。靜子。事務室に降りる。

郵便配達夫登場。

配達夫『や、奥さん、「ホトトギス」ですよ』

靜子『あら本當、本月は少し早いわね』

配達夫『局の舟外さんがね、奥さんは此頃あまり振はないが何うしたんだらうと云つてましたよ』

靜子『私、行き詰つちやつたんです、少しも興味が湧かないんですもの』

配達夫『奥さんなどがそんなこと云つちや困りますね、新京俳壇全滅で……』

靜子『貴方は矢張續けられてますの？』

配達夫『え、ぼつぼつやつてますが……先月號の山茶花に一句拔けました、始めて…』

靜子『さう、それはお目出度ふ、山茶花も嚴選ですからね……』

配達夫『では左様なら……』

靜子。立つた儘、急いで係誌「ホトトギス」を披げ俳諧欄のページを繰りつゝあつたが、不圖、驚愕の表情となる。

靜子『まア！奈美女さんが三句も！』

暫時耽讀。

靜子『こんな滿らない句が、何處が可いんだらう、私には解らない！』

又ページを繰り、繰り終つて失望の面色、「ホトトギス」を机上に投げ出す。

靜子『本月も又スコンクだ、私はもう止さう奈美女さんの後について行くなんて、そんな慘な……』

煉瓦屋登場。

煉瓦屋『今日は』

靜子『はい』

煉瓦屋『大將は？』

靜子『不在です』

煉瓦屋『不在とは酷えなア、先日の話では今日は大丈夫だと云ふもんだから、あれから又三萬ばかり入れましたが…一體何處へ行かれたんでせふ』

靜子『現場でせふ、よくは判らないけれど…』

煉瓦屋『ところが今現場へ廻つて來たんで…弱つたなア今日はどうしても纒つた金を貰つて行かなくちやア苦力が八釜しく云ふし、第一、石炭を何とか手配しないと半燒の煉瓦が出來上る始末なんで…奥さん、何とか助けて下さいな』

靜子『ホ…、貴方に助けて貰ひ度い位です、主人も併し其事は心配してましたから今日中には何とかする心算で駈けづり廻つてるのだらうと思ひますわ』

煉瓦屋『この前、七萬入れた時に五百圓戴いたきりでせふ、あと八萬は此の金が濟んでからといふ最初の約束だつたんですが、ツイ大將の口に乘つちやつて又三萬入れたんで、私共のやうなちつぽけな煉瓦屋が千圓近い金を寐させちやア何うにも足掻が取れませんや』

靜子『そんな事もありますまいけれど……』

煉瓦屋『いえ全くなんで、口銭は薄いし、貸倒れは多いし何の因果でこんな商賣を始めたかと……』

靜子『何の商賣でも自分の商賣となれば厭なものですね、私は又この建築業だの請負業だのといふ仕事が何うにも嫌いで、出入する人は皆……何だし、氣が荒くてよく喧嘩はしますしね、しみじみ情けなくなりますわ』

煉瓦屋『奥さんは又、から云つちやア何ですが建築屋さんには勿體ないやうな方で、何處かの局長さんとか課長さんとか……』

靜子『ホ…、馬鹿に煽ててくれますわね、でもね、主人も去年までは建設局へ出てたんですの、今まで勤めて居れば本當に課長位にはなれてるんですけれど、サラリーマンなんて滿らないと云つて退職しちやつたんですの』

煉瓦屋『そうでせふ、こゝの大將は成程さういつた點がありますね、へえ、左様ですか』と故意と感心して、

煉瓦屋『時に奥さん、何とかなりませんか、せめて半分でも……』

靜子『半分でも、全部でも有りさすへればお拂ひしますけれど、何しろ主人が不在でわね』

煉瓦屋『弱つたなア、今日は全く手ぶらぢやア歸れませんので困つたなア！』

靜子。煩さくなつて默す。

煉瓦屋。思ひ切つた風で『ぢやア没法子、出直すことに致しませふ』

靜子『濟みませんね』

國都吟社　同人雜吟集（二）

○昌平街　上倉泥柳

愛嬌とエロとを女使ひわけ
生命などいらんダイヤのよく光り
國境のバーは死線を越へて更け
北風を乞食受け身のまゝで去に
三等車苦力に辨當のぞかれる
午前九時女給の夜明け近くなり
今年から髭をはやすも俺の春
送迎の遺骨へ感謝の目がうるみ

○興安大路　曉村

侘びしさの中に三十路のこの生命

○八島通　森口一風

醉つた妓に生命をかけたのろけ聞く
臨終へ無駄な注射も親心
我が足のやり場に困る三等車
清淨のまゝで鐵路に結ぶ戀

○新發路　宮脇西猿子

體溫計もう之れまでの目と手と目
貞操は生命ですよと嘘に別れ
冷へ切つた地下だ生への蟻が居り
これほどの身であれほどの雪見酒

○清和街　滿洲豚母

バルコニーセエパート強く吠へてゐる
旅かへり襦袢に解れる春の汗
まゝごとの世帶疲れも十二年
ハイキングもう水筒が輕くなり
貸二階します母娘の細い壜
日曜の窓へ外出せうと晴れ
出獄へ更生を誓ふ日本晴れ
出獄へ八ッになつた子を抱き
産業を開發せうと驛が建ち
漬物っ小買ひも淋しい未亡人
詫りまでとれて都の聲の色
都會想家主やバスは非難され
颯爽と進む大日本の軍艦旗

ゲバキク機

廣い視野へ　新しい眼で

—滿洲の作家に望む—

滿洲でも仲々さかんに次々と文藝作品といふものが現れてゐるやうでありますが、それらの作品に私たちの胸を強く撃ち、或ひはこゝろをふるひ立たせるやうなものを見受け難いのはどういふわけでありませうか、尤も今の日本での名聲ある人々の作品にしてもそのやうな種類のものはあまり無いやうですが、それでも稀れにはさうしたものもあると思ふのです。

各種の民族が肩をならべて生きて居り、また政治的情勢のはげしい變化が行はれ、人々の經濟生活にもそれだけの動きがあるこの國で、作家たちが依然ちひさな視界をしかもたない眼をしか持つてゐないとすれば、おどろかざるを得ません。

廣い視野へ、新しい眼で、私はさう要求したいと思ふのです。—みんなの熱望もそこにあると思ふのですが……（星野てつ）

新京短歌會例會

日時　三月十三日（土）午後六時
場所　ヤマトホテル二階會議室
會費　五十錢
詠草　一首　十二日迄厳守
送先　本社學藝部桃北好澄宛、歌會詠草と明記の事
（十二日迄未着のものは整理の都合で次の歌會に保留しますから御承知下さい）

燈台（上）

三草千草

強い風の日だつた。うしろからくく黄ばんだプラタナスの葉が追ひかけてくる午後の四時

買物らしい包紙をぶらさげて青つぽいあらい立縞の着物をきた克子はころがつてゆく葉を眺めながら廣いアスファルトの道をゆつたりと歩いてた。退廳時前のひととき。

靜かな鈍い日差しがもの憂く鋪道におちてゐた。あと二十日したら擧式。一生一度の晴れの日が來る。

とある十字路まで來た時、克子は長身の青年が誰か待つてゐるらしいのをみつけて「信ちやんぢやなくて？」と笑ひかけた、青年はふりむいたが見知らぬ美しい女性だつたのでケゲンなまたたきをして頭をさげた。

「まあ、失禮しましたわ。よく似てらしつたので—」白い齒なみをかすかに見せてはじらつたまゝ克子は坂道を下つた。

風に吹かれて彼女が家にかへると家では母親が「ひどい風で大變だつたでせう」と優しく出迎へた、會社から歸つた父親も和服にくつろいで茶の間に來てゐた。

愛深き母親と會社でもかなり上の、やり手だといはれてゐる父親と、小學三年の弟が彼女の家族であつた。

挨拶をすませて居間に入ると嫁入道具が華手やかに、總桐の簞笥が—。洋服簞笥が。姿見の朱が—。正面にかゝつてゐた彼女の卒業紀念書もはづされて丸い額の後がくつきりと白い。赤く大きな部屋布團、机の上の白菊。この部屋で幾年を夢の様に過した事だらう、あの畫の前に立つて幾度少女らしい想ひ出に耽つた事だらう。すべては少女の感傷か。

「松山さんは敏腕家だそうな。若いのにしつかりしとるぞ」といつた父。

「お孃さん。松山さんは仲々好男子ですよ」といつた宇人の葉室さんのたつてのすゝめで見合した私。

笑ふ時、やさしい微笑を浮べて、白々と陶器の様な冴えた齒並が彼全體に清潔な感じをたゞよはせてゐたつけ。おだやかな松山、信ちやんに見せたら何ていふかしら、君子をみつけたね、克ちやん、つて言つてくれるかしら、一べん信ちやんと相談してみたいつてお父様に言つたら「自分の事ではないか」と大變叱られたけれど。こんなのを結婚つて云ふのかしら。誰でもこんな氣持で嫁ぐのかしらもつと好い人が現れるんぢやないかしら。力強いたくましい人が私をしつかりささへてくれるのぢやないかしら。漠然とした不安が毎夜克子の胸をおののかせた。

女學校の校長が無理やりにつけさせた心の日記。

青春の數々の想ひ出にみちた令女日記。

アルバムや手紙の束に埋つて整理してゐた克子は一通の手紙がこぼれをちたのでみるとK子よりと書いてあつた。

K子は學校時代何物にも代へて克子を愛してくれた所謂Sであつた。學校にS排撃問題が起つた時五百も六百も生徒がゐて先生方でも生徒に好き嫌ひがあるくせに私達が好意を持ち會ふのか何處が惡いものですかと敢然と言つてのける位ハッキリした性質をもつてゐて皆から尊敬されてゐたのだが卒業後名もなき詩人と結婚し折角パスした女高師もすてて敢然とあらゆる方面と戰つてきたのだつた。強い愛を活かしたK子の瞳、克子はふとK子を訪れ様と思つた

學藝消息

△藤原平三郎氏　今般滿洲文化協會を辭した
△今元久氏　新京通信哈爾濱支社に入社
△西村文之助氏　今回電々會社に正式入社、大連放送局業務課に勤務放送プロ編成に當る

家庭醫學

輕視され易い姙娠中の浮腫

油斷出來ない腎臓性・脚氣性・心臓性の三種類

「姙娠に浮腫はつきもの、立腫れといつて、お産がすめば治る。」とは、昔氣質の御老人方が、よくいふ言葉です。

勿論、姙婦が始終立ち働いて居つたり、或は少し過勞しますと、所謂「立腫」れといつて、可なり腫れて來ますが、然し、これは夜分床について休むと、翌朝は普通の下肢の太さに戻るものです。

ところが

浮腫か 何時になつても減らないばかりか、甚だしいのは眼瞼が腫れ上つて、丁度泣きはらした後のやうになつたり、脚が太くなつて今迄の足袋がはけなくなつたといふ樣なことになれば、夫は母體も胎兒も非常な危險に直面してゐる警報と心得ねばなりません。

ある大學の統計によりますと、難産で生命をおとす母體の三分の一は、浮腫を來す病氣が原因となつてをり、また、胎兒が分娩中に死亡するのはまだ諦めがつくとしても、折角生れて一週間も經たぬ内に死ぬ子の過半數が、浮腫のある母體から生れた赤ちやんだといふことです。

かうした恐しい姙娠中の浮腫は何病が原因かと申しますと、大體に腎臓炎と脚氣から主として起りますが、姙娠中に腎臓炎を起す人が多いのは、母體が胎兒と自分との二人分の老廢物を體外に排出せねばならぬ爲、腎臓に非常な負擔を強ひるからなので、浮腫ばかりでなく、尿量が減り、その尿には蛋白質を混へて來ます。

さうして頭痛や惡心、嘔吐を起し視力は衰へ、流産、死産の原因になつたり

分娩時 に突然ひきつけを起して母子の命を奪ふ恐しい子癇を起す事になるのです

又脚氣は、胎兒の成長と母體の新陳代謝作用に依つて、ヴイタミンBが激しく消費され、體內に之が缺乏を告げる爲に起るもので、いざ出産となつて心臓麻痺の爲に命を失ふ人も多く、幸ひにその危險から免れても、生兒は所謂乳脚氣となり、母親は膝が立たなくなつたりします。

夫から姙娠中は榮養を胎兒に奪はれるのと、膨脹した子宮が胃腸を壓迫して消化不良や便秘を起す爲につわりが增惡し、心臓病や結核のある人では、夫が昂じて取返しのつかぬ結果を招き勝です。

ですから、經驗ある産婆や醫師が姙婦を診察する時には、先づ腎臓病や脚氣を警戒して「むくみはないか」と訊き、また榮養狀態に細かく注意を拂ふのが例で、その豫防や治療に就ても、絶えず研究が行はれてゐますが、最近では若素（わかもと）といふ新生物製劑の內服が最も簡易、且つ有効なものとして推奨されてゐます。

この藥には胃腸や腎臓の異常を癒して、食物の消化吸收をよくし便通を整へ

利尿を 促し、浮腫を去る等の作用ある成分が含まれ、各種のヴイタミンを始め脂肪、蛋白、カルシウム、燐等の姙婦や胎兒に必須な榮養素も豊富に含まれてゐます。

從つて之を服用すれば、姙娠中の浮腫は腎臓炎や脚氣の治療に伴つて消散し、つはりや便秘も恢復に赴くは勿論、姙婦も胎兒も非常に榮養がよくなつて、安々と丈夫な赤ちやんを儲ける事が出來る譯で、現に之は多數の姙婦間に實行されて好成績を收めてゐます。

幼兒の大便で病氣が判ります

綠色便は脚氣か消化不良

同じく幼兒の大便といつても、母親の乳を飲んでゐるのと、稍大きくなつて固形物や食べてゐるのとでは、其性狀も自ら違ひます。母親の乳を飲んでゐる子供の便は卵の黄味の樣な色で、一樣に軟かな粥樣位の硬さを保つてゐますが、牛乳や重湯の、人工榮養兒の便は、色は稍淡く幾らか硬いのが普通です。又固形物を食べる樣になると形のある便を出します。

柱樣便といつて

所が幼兒が消化不良を起したり脚氣に罹つたりすると、大便の狀態が直ぐに變つて來て、先づ黄色が靑みを帶び、或はほんとの綠色となり、又顆粒があつたり、粘液が混つたりして、指で摘むと糸を引く樣になつて來ます。

この幼兒の消化不良や脚氣は、大人の胃腸病とは違つて、全身的の障碍であつて、その手當が遲れると、取返しのつかない事になります。殊に人工榮養兒の消化不良は恐ろしいもので、我國の乳幼兒の死亡數の過半は、これでやられ、しかも我國の乳兒死亡率は文明國中第一であります。原因は

母親の不注意が

基で起る食餌の不適當などが主で罹患率は非常に大きく、それが不知不識の間に來るのですから、適切な療法と同時に、平素から少し位の無理には堪へられる樣な、丈夫な體質を養ふ必要があります。

療法としては、最新の酵素療法の原理に基いて、創製された若素（わかもと）が、第一に用ひられてゐます。此藥の特徴はヘーフェといふ活性菌の、驚異的な力を、巧に利用した點にあつて、乳幼兒の發育には、尠なからぬ効果があります。ヘーフェ菌中には、病細胞に活力を與へて、障碍された機能を病源から恢復する、酵素といふ物質を含んでゐる上に、幼兒の成長に必要な、凡ゆる榮養素を兼備してゐますから、治療用として迅速な効果があるのは勿論、引續き服用させれば、體質そのものを改造する事が出來るのです。

猶特記すべき事

は若素（わかもと）は脚氣に卓効あるヴイタミンBを、最も豊富に含んでゐますから、乳幼兒脚氣に對して、何時も他劑に見られない効果を示してゐる點であります。

この若素（わかもと）は東京芝公園大門內際、わかもと本舗榮養と育兒の會（振替東京一七〇〇番）から三百錠入、千錠入粉末九〇瓦入、二七〇瓦入等が一日分僅々五六錢（小兒には一三錢）の廉價で發賣されてゐます。尙、滿洲國、中華民國の各地藥店でも取次販賣してをります。

産後の便秘で頭痛とめまひに悩む

（富山）山本あさ子

私は今年二十三歳の人妻でございます。二十一歳の時女兒を分娩致しましてから、その後が惡く、近くの病院に入院致し、二ヶ月の後漸く退院致しましたが、元々胃腸が弱いのに手術を致しましたものですから、非常に便秘がちになり、どうかすると一週間も通じがなく、身體は非常に冷えるし、頭痛がしたりめまひがしたりして本當に苦しうございました（中略）

立野町三原藥局に行き事情をよくお話して、何か良い藥はないものでせうかと相談しますと常日頃親しく致して居る藥局でございますので、私の容態をよくお訊きになり、それならば今一番評判の「錠劑わかもと」を服んでみたら……と教へられて、直ちに頂き早速服用致しました

そのうち頑固な便秘も一日一回づゝ通じる様になりました。これに力を得て長く續けたらと其の後引續き服用致して居ります。昨年十一月十三日、いつもの如く診察に參りますと、院長は熱心に私の身體を診察致して居られましたが、やがてにこにこ顔で笑ひ乍ら「山本さん非常に胃腸が良くなつてゐますね。身體も温まつてきましたし、今日はお藥は要らないですよ」と仰有いました。私はこんな嬉しかつた事はございません。（後略）

正ちやんのチエ

中島菊夫（文畫）

慢性胃腸病の

食べ物が悪いんぢやない 胃腸が悪いんです！

その證據に

あなたは何時でも胸がやけるとか、嘔つくとか、噯氣が出る、食慾がない、胃や下腹が重苦しい、時には痛む、下痢する、便秘だ等とお困りでせう だから榮養が衰へるんです！ 體力、氣力が低下するんです！

恐らくあなたの胃腸は、慢性的な炎症のために弱り切つてゐます 分泌神經や蠕動機能が狂ひ勝ちです。或ひは内壁に疵や爛れまで出來てゐるのかも知れません。躊躇すべき場合ではありますまい 胃腸病ぐらゐと油斷して、胃痛や胃潰瘍でも誘發しようものなら それこそ取り返しのつかぬ不幸です。

今の間に治療藥アイフを服んで下さい！ 服んで厄介なこの障害を除いて下さい！

治療にはアイフ

治療藥アイフには病原、對症二重の作用があり、主藥が胃腸内壁の瘡面に沈着して炎症を癒し、粘膜を強め、弛緩を引緊め、分泌や蠕動異常を整へると共に、腸管内の有毒物質を吸着して體外に排泄する等、廣汎な病原治療を營みますから、胸やけ、噯氣、惡心、胃痛、腹痛、下痢、便秘、嘔吐、消化不良、食慾不振等、慢性胃腸病の不快なる諸症狀を消退して胃腸機能の健全なる活動を助成します

適應症

急性胃カタル◆慢性胃カタル◆胃酸過多症◆胃アトニー症◆胃下垂症◆胃擴張◆胃液缺乏症◆胃潰瘍◆急性腸カタル◆慢性腸カタル◆大腸カタル◆慢性下痢◆粘液性下痢◆神經性下痢◆腸潰瘍◆腸結核

藥價

四日分 七十五錢〜十七日分 三圓
八日分 一圓五十錢〜特製十一日分 五圓
●重症には特製アイフ・便秘症には加減アイフ

▼全國到る所の有名藥店にあり▲

大阪市東區清水谷西之町
發賣本舖 順和商會
振替大阪三四五五番 電話(東)五〇〇〇・五〇〇二・五〇〇三番
東京 東京市本鄕區眞砂町九番地 振替東京六二八八番 電話(小石川)四〇一〇番
大連 大連市山縣通一丁目 振替大連三七六五番 電話七ノ六〇八番

血液は純潔ですか
けふから無料檢査デー
午前十時から午後三時迄 祝町滿鐵保健所で

『皆様の血液は純潔ですか』滿鐵新京事務局地方課社會係滿鐵新京保健所主催、本社後援の市民血液檢査無料奉仕デーは十一日から十三日まで三日間祝町滿鐵保健所内で開始される、時間は午前十時から午後三時までで全市民の受檢をお勸めする、なほ檢査の結果は本人以外絶體に他に洩れる憂ひなく成績發表は三月三十日保健所内に番號によつて掲示することになつてゐる

京濱線旅客の輻輳緩和策決る
一列車延長、旅客列車を増發

二百三百の大量移民、工人は日とともに續々と北滿へ輸送され、新京驛の如きは毎朝南滿からの旅客が一旦下車して午前九時三十分發ハルピンゆきに乘り替へ、午後南滿から着たものは午後十一時發ハルピンゆきに乘り替へるので待合室、ホームはこれ等乘り替へ牛島人移民苦力等で溢れ出て十三名の係員は整理に汗だく轉手古舞を演じてゐる、新京驛ではこの實狀を屢々鐵道事務所に對して申告し圓滑なる旅客輸送策を訴へさきに新京、ハルピン間貨物列車に客車二輛増結、各旅客列車の増結などの姑息な手段をとつて旅客緩和を圖つてゐたがさる十五日ハルピン鐵路局主催の旅客輸送座談會に小谷事務主任を出席せしめて午前七時着大連からの普通列車のハルピンまで延長運轉、京濱線旅客列車増發方を強張せしめたことは既報の通りであるが鐵道總局でも漸く京濱線旅客輻輳を痛感し最も新京で乘り替へる旅客の多い大連發新京午前八時着普通列車をハルピンまで延長運轉、及び午後五時卅分着ハルピン發新京ゆき、午後十時五分新京發ハルピンゆきの兩混合列車を廢して旅客列車にかへることに大體決定してゐる

中間家主
拂へずに逃走

日出町一丁目土木請負業松本茂雄は昭和十年六月三日より日出町一丁目の東發合所有の家屋五戸を借りうけ自己の使用人を住ませ月々家賃を取り立てながら東發合へは一錢も拂はずその額二千六百二十九圓に達し始末に困つた東發合は昨年暮れ新京署保安係へこれが支拂方說諭願を提出したがその後七百餘圓を支拂つたのみで何れかへ姿を消してしまひ家には家財道具電話等もあり家主はその處置にこまつてゐる

百圓が當る納稅 果して好成績
人情何處も同じ第一回抽籤

「十錢の稅金でも期日迄に納入すれば百圓の奬勵金が當ります」と市公署字山財務處長が腦漿を絞つた揚句考案された特別市納稅奬勵金の第一回抽籤は、十日午前十時から市公署係員立會の下に行はれたが、清潔費、馬車捐、人力車捐の當籤者は別項の通りである、なほ納稅奬勵金交付の規定が發布されて以來、滿洲國人方面にも納稅告知書の未配付を申告してくる者多數あり何處も變らぬ人情の一面を如實に示してゐるが、郵便に依る告知書の未配達が意外に多いのは注目すべきものあり滿洲國郵便局の不整備が遺憾なく暴露されてゐる、即ち清潔費二萬七千四百七十六件中送達不能六千三百八件、車捐千二十四件の送達不能は二百四十二件に上つてゐる

▼第一期人力車捐の分
- 一等 李百順
- 二等 顔景盛、劉種珊、
- 三等 新洋行、魏致千、李雲龍、張益三、厳源達

▼第一期馬車捐の分
- 一等 宋明安、
- 二等 李景堂、章連仁
- 三等 范德新、孫玉珍、朱貴與、孔慶嗣、邵鴻鈞

▼第一期清潔費の分
- 一等 百圓 王福榮
- 二等 二十圓 李佩德、王福來
- 三等 十圓 高振安、張衡平 久保田完三、白靜軒、范德興

國防婦人會員 陸軍病院慰問

協和會、市政公署滿鐵に依頼された國防婦人會員七十名は本日午後陸軍病院を訪問ハンカチに包んだ果物二百五十個を各患者に贈り、午後二時からはモンテカルロ演藝部の素人藝があり午後四時頃終了した、毎日病床に臥し無聊な生活を送つてゐる白衣の勇士等もスケッチ、唐人お吉、嘆きの天使、ボレロ等素人藝とは云へ心からなる優しい慰問に今日ばかりは晴々しく顔を輝かせてゐた

育成軍優勝す 京商三回連覇成らず
第四回段外者柔道戰

第四回段外者柔道大會は午前に引續き午後行はれ、第二回戰、准決勝と壯烈な戰ひを重ね撫順滿鐵道場と育成學校A組の決勝となり流石優勝候補同士、技師迫仲撫順軍の底力ある攻勢に育成軍また巧みな業で應戰し息詰るやうな接戰を演じ僅か一點の差で育成軍が第四回目の優勝を獲得した昨年一昨年と二回續けて優勝した新京商業A組は三度その手に優勝旗を持ち歸らんものと必勝の氣滿々として良く戰つたが准決勝に强豪育成軍と對し戰利あらず惜敗した、試合終了後優勝校育成學校に優勝旗、優勝杯を准優勝撫順滿鐵道場に賞品を授與し主催の挨拶があつて午後四時終了した、朝刊に續く一回戰以後の戰績左の通り

△第一回戰
- ○警察　商業B
- 商業D　○育成A
- ○電業　中學A
- 電々　○商業A

△第二回戰
- 育成B　○撫順道場
- ○奉天　警察
- 武德會　○育成A
- 電業　○商業A

育成對撫順は引分代表三名宛第三回戰の結果一對零で撫順の勝、電業對商業Aは引分代表三名宛第二回戰の結果三對一で京商Aの勝

△准決勝　審判　田中先生
- 大將　奉天　○撫順
- 副將　早田×　谷口
- 本間×　毛利
- 渡邊×　○佐々木
- 日高　○松田
- 澤邊　○加藤

▽准決勝　審判　土居先生
- 大將　京商A　○育成A
- 崔×　原田
- 森山×　近藤
- 安西　○中村
- 陵×　平河
- 上薗　○小島

▽決勝　審判　撫順道場　小谷審判長
- 大將　一級谷口×　○育成A　一級原田
- 副將　同毛利×　近藤
- 同佐々木○　中村
- 同松田×　同平河
- 同加藤×　同小島

變死者激減
社會施設完備を語る數字

首都警察廳調査の三年度に於ける變死者は百六十名で二年度に比して百二十五名と言ふ驚くべき減少數字を示した、その中自殺せるもの男五十名女十五名、他殺男七名、女一名、天災過失其他によるもの男八十三名、女十名であるが自殺者は多くは生活苦に原因し、他殺者にあつては匪賊怨恨によるものが最も多く、天災に基く者は凍死中毒が多い斯様に變死者が二年度より半減したのは社會政策の諸施設が漸次完備しつゝあるのと治安確立に伴ふ匪害僅少に基くものであるといはれてゐる

長勇會の日露戰役懷古座談會

長勇會の日露戰役懷古座談會は十日陸軍記念日午後二時から太子堂において開催された出席者は四戸顧問、岩坂、長崎正副會長、宮木、鹽見各幹事始め五十餘名の多數に達し五分間乃至十五分間づゝ立つて懷古談に花を咲せ、六時から祝宴に移り四戸氏の發聲で天皇陛下萬歲、岩坂會長の發聲で長勇會萬歲を三唱して同三十分盛會裡に解散した【寫眞は會場】

記念講演と映畫會
昨夜公會堂埋めた非常時聽衆

陸軍記念日記念講演と映畫會は帝國在郷軍人分會聯合會、新京總領事館、新京特別市公署、滿鐵事務局地方課の共同主催で十日午後七時から記念公會堂で開催された、非常時意識に燃える聽衆は開會前より詰めかけ千五百を容れる會場は立錐の餘地なきまでに埋めつくされる、定刻映畫匪細匪の先驅を上映終つて滿鐵事務局地方課長代理高山社會主事の開會の辭があつて講演者關東軍田中參謀、滿炭理事長河本大作氏〃日露戰役を回顧して〃長勇會員北山京平氏〃渾奉天入場〃芝本辰三郞氏〃渾河の渡涉〃と題し交々血湧き肉躍る實戰談を試み聽衆いづれも武者振ひして感激、講演に引つゞき映畫オールトーキー北滿の落花全十四卷を上映映畫を通して思を遠く日露戰の往時に馳せ感激と悲憤に終始して盛況裡に閉會した

軍犬訓練實演
飛入りもあり大成功

滿洲軍用犬協會新京支部では國都一戸一犬を目標に絕へず努力をつゞけてゐるが更に一層一般に軍犬熱を高潮させるため十日午前十一時支部種犬エッキス號を首め會員犬二十頭は『國防と軍犬』の大旆を押し立て中央通に於て勇壯なる閱兵分列に參加二萬餘の觀衆の注目をひいたが午後二時から神社境内で各種訓練の實演を行ひ支部種犬エッキス號の基本訓練、會員太平旅館清水氏の愛犬富士號の基本訓練飛入として吉林岩山三郞氏の愛犬アルド號の襲擊、搜索、監視等各種應用訓練を行ひ觀衆に多大の感動を與へ盛況裡に午後四時頃終了した

岩坂安子さんに功勞章傳達さる

二月十一日附をもつて陸軍大臣から陸軍々事功勞者として表彰された新京山吹町二丁目三番地岩坂安子さんの感謝狀、銀盃、功勞章傳達式は十日第三十二回陸軍記念日をトして關東軍々司令部内兵事部で擧行された、東條國防婦人會滿洲本部長及び本部員立會の上で嚴肅裡に傳達されたなほ田村新助氏に對しては關東局において後日傳達される

東京名題大歌舞伎
愈よ今夕開演
五時半より公會堂

東都歌舞伎界の中堅を網羅した東京名題大歌舞伎一行六十餘名の一座は既報の如く愈よけふ十一日より二日間に亘り毎夜五時半より記念公會堂において花々しく蓋を開けることとなつたが、久方振りの歌舞伎の來演とて果然前人氣を沸騰せしめてゐる、一行はけふ午後零時卅分新京着列車で吉林より乘込み直ちに公會堂開演に臨む筈であるが、國都演藝界始まつて以來の破格的大衆料金を標榜するこの一座の犧牲的奉仕は、極付けの各狂言に展げられる若手俳優連の熱と力の演技と共に大きく國都愛劇家の關心に訴へてやまないものがあらう、普通料金は武圓、本紙愛讀者には優待半額券を刷込んだからせいぐ御利用をお奬めする【寫眞は右上より嵐佐昇、實川莚之助、左上より市川百々太郎、尾上菊左衞門】

都山流尺八昇格披露演奏
來る十三日夜記念公會堂で

都山流尺八界では、昨秋、流祖中尾都山師、皇軍慰問に特演、試驗を兼ねて來京あり邦樂普及向上の爲、多大の示唆教導を與へ、門下の斯道精進は誠に寧日なく、遂に今回昇格並に多數の登格を免許され今般當地絃方全師匠應援の下に、大師範、西田方山、師範、片岡幼山、准師範、齊和會十一名、方友會十名、一心會外二名の昇格披露の爲來る十三日午後六時半から記念公會堂で演奏會を催すことゝなつた、演奏曲目は左の如くである

- 一、本曲八千代
- 二、夜々の星
- 三、光、輝
- 四、（イ）朧夜（ロ）章魚突
- 五、本曲青海波
- 六、御山獅子
- 七、摘草
- 八、春の海
- 九、春の夜
- 十、本曲寒月
- 十一、榾枕
- 十二、軒の雫
- 十三、本曲比翼の蝶（來賓）
- 十四、磯千鳥
- 十五、初鶯
- 十六、殘月
- 十七、本曲朝線

昇格者氏名

なほ昇格者は左の如くである▲大師範竹琳軒西田方山▲師範片岡幼山▲准師範畑中宵山、平井恭山、所崎鴿山東張山、馬場杖山、田上穩山、川上杯山、綱本山、堀内山、笹井眷山、田中山、西垣山、井上廟山渡上廟山、後藤翁山、米田璀山、鈴木品山、西川卆山中田朔山、吉川藪山、後藤腰山、荻野寛山、柴田拾山

竊盜自首

原籍神奈川縣横濱市大島正夫（二十四）は羽衣町二丁目煖房工事請負業千島氏方に電工として働き客月二十五日主人の洋服衣類約二百五十圓を竊取し逃走し新京署で手配中のところ大島はそれを金にかへ所々にかくれてゐたが良心の呵嘖に堪えかね四日奉天署に自首したので十日新京署井上刑事が身柄引取りに出張した

自轉車泥棒

山東省生れ欒樹昊（四十五）は九日午後十時頃三笠町三丁目仁和洋行裏にあつた自轉車一台を竊取逃走中三笠町五丁目に於て岩田形事のために取り押へられた

中學校寄宿舍生 非常呼集

十日午前五時四十分曉の靜寂をやぶつて新京中學校寄宿舍のサイレンは非常呼集の合圖が吹き鳴らされ、舍生百二十一名は素破とばかりにはね起き規則整然と舍庭に整列、その間僅か六分、氏名點呼の後各舍監自宅に非常急報を傳へ非常持出しの模擬演習を實施し六時半解散した

哈市海軍防備隊 國都見學團

哈爾濱海軍防備隊國都見學團第一班は九日午後四時の列車で來京駐滿海軍部に宿泊國都の建設狀況を視察見學して午後三時の列車で歸哈第二班は十一日午後四時の列車で來京する

酒の源藏開店

祝町二ノ五（消防隊横入）に開業準備中であつた酒の源藏は十一日より盛大に開店したが店主畠山氏は東京大森かに料理つるやより來京した人で大衆的酒場をモットーに各銘酒を豐富に取揃へてゐる

西本願寺行事

佛敎青年會例會　十一日午後七時半　來聽歡迎

プレンソーダ

建設局の藤森庶務科長は最近局員の間に『風呂爛』の綽稱?で通つてゐる▼といふのはかうだ、五ケ年計畫事業を一人で荷負つて立つてゐるやうな氏は、役所の仕事の延長が遂に家庭にまで及んで、仕事の觀念が入浴中にも頭から拔けきらず、▼「まだお上りじやないの」と風呂戸をノックする奧さんの心盡しの酒の熱燗の方が冷え切つて、やつと上つてきた藤森さんが風呂爛よろしく眞赤に上氣してゐるといふのだ

居候、馬を盜む

吉林省生れ周景山（三十）は知人祝町七丁目王振海方に厄介になつて居りながら玉振海の既舍より同人所有の馬一頭を盜み出し友人御忠祥（二十二）にこれを八十圓に賣り捌かしめ人がとつた如く裝つて

戀愁 髑髏組（二十六）

（映畫化 上演）林 杢兵衛 作 / 金子 士郎 畫

犠牲の結婚（四）

「生娘が思ひ詰めると、あんなもんかなア」

勘太は尻をあげさうもない。

「いやにまた感心をしてゐねえで、行かうぢやねえか」

「だつて親の身になつて見ねえ、氣の毒ぢやねえか」

「チェッ！ 仕様がねえなア、土壇場へ來ると誰にでもお前は同情する。餘ッ程變テコな癖があるぜ。あんな娘を賣るやうな仕草をする碌でなしの親父に、氣の毒も可哀相もあるもんか、逃げられて當り前のいゝ氣味だ」

「お前もすつかり眼鷹になつたなア」

「お前の仕込みぢやねえか、ま、詰らねえことを云つてねえで、早く行かうや」

「おやア今度は俺が催促になるよ」

「後の方が重てえぜ」

「なアに、空のうちはこつちの方が樂だに」

「疫い野郎だ」

笑ひながら、前後に入れ替つて、氣の合つた二人、素人と思へない位ゐ巧く間で調子をとりとり

「なアおい、喰ひッぱぐれたら駕籠屋にならうぜ」

「ホイ來たホイとか？――ヘッへ何んにしても惡かアねえや、これでまた十兩か」

その頃、弓削の井筒の屋敷では、花嫁も既に輿を運び、

――高砂や、此の浦舟に帆をあげて――

朗々たる謠曲と共に儀式は半ばを過ぎてゐた。

盃が濟むと幾代は、おこまに介添されて別間に下つた。衣裳を着へるためである。

幾代の決意を遂行するは此の機會より外にない。

「乳母や、妾、お座敷へ忘れ物をして來ました」

「何んで御座いますか知ら、私がとつて參りませう」

「あのう、扇子だけど……」

「左様なものは、お後でもよろしいではございませぬか？」

「でも、あの扇子はお母様の記念で大切な品だから……」

「さうで御座いますか、では一寸見て參ります」

おこまは、小走りに廣間へ返して、幾代の席のあたりを探し求めたが、それらしい物は見當らない。

手を空しく、部屋へ戻つて見ると、其處に居る筈の幾代の姿が見當らない。

「お孃樣……」と、一應呼んで仔細に見ると、みだれ箱の中には、幾代の今まで着てゐた晴れ着がだらしなく脱ぎ捨ててある。

「おや？ お孃樣は何處で御座ります」

乳母の顏色が見る〳〵うちに土色に變つて行く。次の間を、覗いて見たがそこにも居ない。おこまの狼狽はその極に達した。

「お孃樣……」と、呼びながら廊下へ出た。

丁度そこを通り合した井筒家の女中、おこまの取亂した姿に驚いて

「どうしたので御座います」と、鬢横を寄せて訊いた。

「お、お孃樣が、お見へになりません」

「えゝッ！ 花嫁樣が？ それは大變……」

女中が慌てゝ廊下を走つた。同時に婚禮の和やかな空氣は一瞬に破れて、井筒邸は俄然蜂の巣を突いたやうな大騒ぎになつた。

兩家の者も來客も一緒になつて、部屋と云ふ部屋を隈なく探したが、煙りのやうに消へた幾代の姿が何處にも見當らない。

井筒網子は、口を尖がらして鬱兵衛を詰り、おこまの不注意を責めたてた。

「何んのために御前が附添だつたのだ。あんなにくれ〴〵も注意をしておいたのに、こんな事を仕出かして、俺の面目がどこにある」

無能呑氣まぎれに怒鳴り散らす鬱兵衛。

「私はずつとお傍についてゐたので御座いますけれど、一寸奥へ扇子を探しに行つてゐる間に、お見へにならなくなつたので御座います」

辯解をするおこまは半泣きのおろ〳〵聲だ。